

午前 10 時 3 分 開議

議長（林 治君） おはようございます。ただいまから平成 9 年第 3 回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 8 番 巴里英一君、12 番 真砂 満君の両君を指名いたします。

次に、日程第 2、泉南監報告第 8 号 例月現金出納検査結果報告から日程第 5、泉南監報告第 13 号 例月現金出納検査結果報告までの以上 4 件を一括議題といたします。

本 4 件に関し、監査委員の報告を求めます。監査委員北出寧啓君。

監査委員（北出寧啓君） ただいま議長の許可を得ましたので、平成 9 年 5、6、7 月分の例月現金出納検査を執行いたしました結果を報告いたします。

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 9 年 5 月分は 6 月 30 日に、平成 9 年 6 月分は 8 月 8 日に、平成 9 年 7 月分は 9 月 5 日に黒須監査委員と私が検査を執行いたしました。これについては、一般会計、特別会計等収入役扱い分並びに水道事業会計分の関係資料を中心に、出納関係諸帳簿及び証拠書類、預金現在高について収支内容を照合しましたところ、いずれも符合しており、出納は適正に行われていたと認定いたします。

以上、甚だ簡単でございますが、検査報告といたします。

議長（林 治君） ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等ありませんか。———小山君。

3 番（小山広明君） 監査委員の業務が大変重要であるという今の状況、これは常に重要であると思うんですが、特に市民の関心も高まっておる中で、地方自治法でも監査委員の職務権限というのは大変強化され、内容も広がるとるわけなんです、従来依然とした体制だと思うんですが、今回の市の行政改革の中でも、監査も同じようないわゆる行政改革という名の縮小、縮減という方向に私はあると思います。部屋も選挙管理委員会などと一緒にされとるような部分もありますし、そういう点で、特にこの監査

をする中で監査委員として、待遇の面も含めてこれだけ膨大な泉南市の状況を監査して、市民の信頼にこたえる業務をすることにおいて実態はどうなっておるのかということと、今回の監査で特に報告されておる中では、法人関係の税収が徴収率が大変低いという問題が数字でもあらわれとるんですが、そういう面での問題について監査委員としての御意見なり監査した結果の報告を、法人土地保有税なんかのいわゆる一般に法人が持っているような部分についてどういう状態であったのか、御説明をいただければと思います。

議長（林 治君） 北出君。

監査委員（北出寧啓君） 小山議員の御質問にお答えいたします。

小山議員御指摘のとおり、地方自治法の改定に伴って、旧来の事務監査にとどまらず、監査委員は行政全般に対する監査を施行するという権限を有するようになりました。しかしながら、今回、旧来の議会運営におきましても、例月監査報告という形で事務処理の報告に基本的には制限されております。そうした問題を今後検討課題として、行政監査全般に触れる報告も含めて、監査委員としての1つの体制を考えていくべきではないかと思っております。

そして、もう1つの1点は、監査委員の給与体系にしても、旧来事務監査から行政監査に拡大したにもかかわらず、市議会議員選出の監査委員は2万円ということにとどまっております、これは行政監査全般にわたって執行するということでは、甚だ心もとないという状況であります。

そしてさらに、今おっしゃられたように、選挙管理委員会と監査事務局の部屋の統合という問題がことし3月にかけて起こりました。その問題については、財政問題も含めて市長権限での御判断ですので、その点については市長にお聞きされたらいかがかと思えます。監査委員としての発言は、その点については控えさせていただきたいと思えます。

そういう状況の中で、政令指定都市等は外部監査を導入というふうに言われておまして、現在の監査委員の監査執行体制の脆弱性、これは日本全国どこでもそうであると思えますが、それが現在において露呈しているという形だと思えます。それを補強するために現行オンブズマン制度及び外部監査の導入という問題が全国的に、市民社会においても、あるいは政府内部においても問題として生じてきているということを指摘しておきた

いと思います。

そして、税収入の問題に移りたいと思いますが、最大の原因は、地場産業の低迷と不況の長期化ということにあると思います。泉南市内の事業所のうち7割が糸へんでございまして、休眠状態の事業所が多い。そしてさらに、不景気で残業の減少から所得の減少、そして固定資産税等についても払えないという状況が多発しているということが実態でございまして。

法人市民税の滞納額総額約1,400万円、87件のうち、廃業7件、休業が3件、計10件で、全額にして276万4,000円、その他無申告19件、415万円でございます。差し押さえが1件で、残りは77件ということでございます。監査委員としては、残り77件について資本金別に分けて調査するよう、また事業の稼働状況及び銀行関係の預金残高等の実施調査を積極的に行うよう指摘いたしました。さらに今後、市民税全般にわたっては、臨戸徴収の強化、口座振替の推進等、収納業務等により一層努力するよう指摘いたしました。

以上、甚だ簡単でございますが、小山議員の質問にかえさせていただきたいと思っております。

議長（林 治君） ほかにありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） 冒頭にも言いましたように、やはり監査も行政改革の1つの同じ概念で私は基本的にはするべきでない。むしろ監査を強化して膨大な、ボリューム的であっても行政の改革ということの監視役を持つてるのがやっぱり監査ですので、その辺は監査委員としてもきちっとした意見を言って、市長にこれは聞くことができませんので、監査の立場としてやっぱりきちっと言ってもらいたいと思っております。

それから、特に土地保有税は税をかけることで土地の流動をさしていこうという1つの概念で導入されておると思うんですが、これは8年度の最終になると思うんですが、5月末現在で滞納繰越分が1億3,800万円に対して、8年度分ではわずか0.36%しか収入しておらないという数字が出ておって、これは税の趣旨からいってもほとんど機能しておらないのではないかなと、そういうように思います。

これも行政の体制にもよるんでしょうけれども、やっぱり法の趣旨に立って、こういうところは数字の上から見れば全く行政努力をしておらない、こういう法律が施行されたにもかかわらず行政の対応がしてないというよ

うに数字からうかがえるんですが、この分について今数字をもって示されたんですが、具体的にはどのような指示をして、この数字がどれぐらい上がるかというぐらいの指示は監査委員としてもしないと、この0.36%という1%に満たない収入歩合ということになるのではないかなと私は思うんですが、この点にだけひとつ再度御答弁いただきたいと思います。

議長（林 治君） 北出君。

監査委員（北出寧啓君） 小山議員にお答えいたします。

監査委員としては土地保有税等についても、同様に徴税行為を強化するように指摘しておりますけれども、バブル経済の崩壊と土地保有税そのものの持つ限界において執行が困難であるということが現状でございます。それ以上、監査委員の立場としてはお答え申し上げることはできませんので、その点については別の機会において、徴税課並びに諸部局に対してお聞き願えればと思います。

以上です。

〔小山広明君「最後に意見だけ」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） この土地保有税というのは、土地を全然利用しておらないというところにかかる税だと思うんですね。だから会社の経営状態ということとは直接にこれは関係ない税だろうと私は思います。土地を持っておるだけでは、社会的にもやはり土地がない中で問題だということで創設された税と私は理解しとるんですが、そういう点ではこの性格上、やはり差し押さえなりをきちっとすれば確実に解消できる性格のものではないかと思うので、税の性格によってやっぱり指導というのはきちっとすべきだろうと思いますし、行政におかれてもこういうことはやろうとすれば、そう大きな費用がかからずにできる作業ではないかなと私は思うので、税の性格に合わせた指導をひとつぜひよろしくお願いしたいと思います。意見にかえておきます。

議長（林 治君） 和気君。

13番（和気 豊君） 同じことの繰り返しはできるだけ避けたいと思いますが、市税収入状況調の7月末現在の表なんですが、ここでは特別土地保有税が、調定額との関係で収入未済額が1億7,600万何がしかになっているわけですね。非常に高い額が滞納繰越ということで計上されているわ

けですが、土地保有税というのがことしも政府から方針が出て、いわゆる減税を引き続き続行すると、こういうことになっているわけですが、それにしてもこれだけの滞納額というのは非常に大きいということで、この特別土地保有税の納期限というのは年2回だというふうに思うんですが、この7月といいますと当初の第1回目の納期限、これが終わった時点だろうというふうに思うんですが、にもかかわらずさらに滞納額はふえている。これは異常な状態ではないかというふうに思います。

そういう点では、監査としてもこの実態把握に努められ、その上に立って行政に物を言う、こういうことが必要ではないかというふうに思います。実態調査についてはこれにかかわる企業の資産状況なりいろいろ調べておられますけれども、もう少し突っ込んだ監査としての当然の職務としての調査、権限を生かした調査をやるべきではないかというふうに思うんですが、その点いかがでしょうか。

議長（林 治君） 北出君。

監査委員（北出寧啓君） 和気議員の御質問にお答えいたします。

実際、土地保有税に関する税収入については極端な形になっておりまして、これは異常な事態であると思います。それはバブル経済の崩壊と、それに伴う各土地保有者の経済状況の極端な悪化と結びついておるとお思いますけれども、監査委員としては土地保有税に対する徴収の強化は指示しております。それは先ほども小山議員の御質問にお答えしたとおりでございます。今後どのような形で一層徴税行為が行われるかということ細部に及んで再度徴税課と協議し、新たな指示をしたいと思っておりますので、次の議会において報告さしていただきたいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（林 治君） ほかにありませんか。——以上で監査委員の報告に対する質疑を終結いたします。

以上で監査報告4件の報告を終わります。

この際お諮りいたします。本日これより上程予定の報告及び議案のうち、平成8年度各会計決算認定17件を除く他の議案につきましては、いずれも会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議なしと認めます。よって、本日これより上程予定の報告及び議案のうち、平成8年度各会計決算認定17件を除く他の議案につきましても、いずれも委員会の付託を省略することに決しました。

次に、日程第6、報告第1号 専決処分の承認を求めるについて（平成9年度大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

報告書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（林 治君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました報告第1号、専決処分の承認を求めるについて御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました平成9年度大阪府泉南市老人保健特別会計補正予算（第1号）について、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決の理由でございますが、平成8年度老人保健医療費概算交付金及び審査支払手数料概算交付金の確定額が決定された結果、平成9年5月31日をもって超過額3,294万7,000円の返還が生じたことにより、平成9年度予算において不足額の予算措置が必要となったため、専決処分をしたものでございます。

議案書の3ページをお開き願います。補正予算の内容でございますが、歳入歳出でそれぞれ3,294万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ45億6,126万6,000円とするものでございます。歳入歳出の明細につきましては7ページから8ページに記載をしておいででございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（林 治君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議なしと認めます。よって報告第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、報告第2号 専決処分の承認を求めるについて（泉南市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

報告書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（林 治君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました報告第2号、専決処分の承認を求めるについてを御説明申し上げます。

泉南市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

専決の理由でございますが、健康保険法等の一部を改正する法律によりまして老人保健法が改正され、平成9年9月1日から施行されたことに伴いまして、同日に本市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する必要が生じたため、専決処分をしたものでございます。

議案書の13ページをお開き願います。その改正の内容は、従前より老人医療受給者の一部負担金が健康保険の自己負担額を上回った場合には、健康保険の自己負担額以上の負担がないということになっておりましたが、今回新たに薬剤一部負担が課されたことにより、その算定に当たりまして、老人医療の一部負担金、健康保険の自己負担金にそれぞれ薬剤負担金を加えるものとしたものでございます。

なお、参考といたしまして概要の説明資料をお手元に配付をさせていただいておりますので、よろしく御参照いただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御

承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（林 治君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——松本君。

6番（松本雪美君） 今の説明を受けただけでは現実にどうなるのかということがよくわかりませんので、皆さんがわかるようにぜひ説明もしていただきたいんですが、まず値上げの中身ですね。薬代とか入院費とか外来の医療費ですね。そういうものが前に実施されていたものからすればどうなるのかということ詳しく、この資料を見せていただいてもよくわからないと思いますので、ちょっと説明していただけますか。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 今回の条例の改正に伴う、どういった内容のものか、あるいは改正点がどういったものかという御質問だろうと思います。先ほど助役が申しましたように、皆さんのお手元にB5とB4の資料を参考という形で提出さしていただいております。それに基づいて説明させていただきます。

まず、今回健康保険法等の一部改正というのがございまして、この9月1日から施行されております。その内容といいますのは、社会保険の本人、我々なんですけども、従来1割個人負担がございましたが、それが2割という形になっております。それと、今度は老人保健法の改正ですけれども、これに伴いまして外来が従来初診のときに1,020円を払ったらよかったのが、今度1回につき500円と。そして最大4回まで、2,000円が上限になっているということになっております。

それと、入院に係る分につきましては、1日710円であったものが、今年度については1,000円、それから来年、再来年度と1,100円、1,200円と段階的に上がっていくと、こういう形になっております。これは従来 of 制度の改正という形になっております。

それから、今回から新たにふえましたのが、薬剤負担、薬剤費の負担という形で創設されております。これにつきましては、内服薬が1種類の場合にはただということになってますけども、2種類から、あるいは段階的に6種類以上という形で30円、60円、100円とそれぞれ支払わなければならない。これは内服薬ということです。あと外用とかあるいはとんぷくにつきましても、今お示ししてるとおり50円、100円、150円、

あるいは10円と、これを一部負担金という形で支払う。これが改正の内容でございます。

それとあと、今回の条例の改正に伴う分でございますけれども、これにつきましてはB4の大きい資料をごらんいただきたいと思っております。左側にある分が改正前でございます、改正後、これは9月1日から施行ということになっておりますので、その分を記載しております。そして、例えば通常の場合でしたら一番上ですけれども、これは健康保険とか社会保険の分ですけれども、これについては医療費の総額があります。その自己負担金という形で3割、2割、1割、これは従前ですけれども、そういった負担があったと。

そして老人医療費、これは府制度の分ですけれども、これにつきましては、要するに各保険に入っておられる方がおられますけれども、それに伴い3割、2割、1割負担があります。その中で、あと一部負担金、これは老人保健法に基づく一部負担金ですけれども、この部分を差し引いた残りの分について大阪府から要するに老人医療費として助成されるという表でございます。

それから、老人保健の場合は医療費全額のうち一部負担金、これは今改正前の方で説明さしてもらっておりますけれども、1,020円の一部負担金が必要という形です。ただ、これは例が余りないというふうには聞いてるんですけども。

次の下の方にいきますけれども、これは改正前の方で見ていただきたいんですけども、次に自己負担金の1つの例として、医療費総額が5,000円と、それとその次のケース2として1,000円という形であらわしてありますが、5,000円の場合でしたら3割負担の場合でしたら対象者負担が1,500円、こうなります。そして次に、老人医療の場合は、その1,500円のうち1,020円一部負担金を払いまして、480円が老人医療費で助成されると。老人保健の場合は総額5,000円のうち1,020円が一部負担金を払って、あとは老人保健の特別会計の方で処理されるということになっております。

次にケース2、この場合が今回の条例改正のところに該当してくる分なんですけれども、例えば医療費が少なくて1,000円かかったとした場合には、普通健康保険とかいう場合でしたら3割の場合でしたら自己負担金が

300円で済むと。しかし、今度は老人医療あるいは老人保健の場合は自己負担金、一部負担金が1,020円払わなきゃならないということで、要するに一部負担金を全額払って、あとは保険者がゼロになるということになりますので、こういった不都合をなくすために、従来からですけども、この一部負担金については300円以上取りませんよという形で処理されていったということでございます。

それが、今度改正後、これは制度としては同じなんですけども、そこに薬剤費の一部負担金が9月1日から追加されましたので、その分について、これは右の方のケース2、この場合ですけども、やはり1,000円とかいう医療費が少ない場合には、一部負担金については我々が払う3割負担とかいう自己負担金よりも多くは取りませんよという、その制度に今回薬剤費の一部負担金を上積みされたという形の条例改正でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（林 治君） 松本君。

6番（松本雪美君） そうしますと、この条例改正に伴って、対象者となる65歳から69歳までの方たちの人数、それから老人保健の方での70歳以上の人数、ちょっと示していただけますか。

議長（林 治君） 味若健康福祉課長。

健康福祉部健康福祉課長（味若秀治君） 65歳から69歳の人口ですが、4月1日現在で2,797人、それから70歳以上の人口ですが、4,700人となっております。それから、8月末現在の老人医療の対象者数ですが、2,287人となっております。それから、老人保健の対象者数が4,692人となっております。

以上です。

議長（林 治君） 松本君。

6番（松本雪美君） そうしますと対象者は少し減るわけですね。総人数からすればね。

1つ例にとって私も計算してみたんですけども、例えばお年寄りの平均的な通院の場合、1,020円が定額負担になりますよね。それであと、平均的な通院ですからちょっと指数を出したのがありましたので、26.7日、薬を3種類もらったと。それから1カ月の間に、平均値出してくれてた数値ですから、3.2回通院したと。それで、例えば1回500円の通院

の費用が要りますから、通院の回数を掛けると1回500円掛ける3.2回ですね。そういう形で計算しますと、薬代が上乘せされて、内服薬が3種類、外用薬が1種類で2.1回の処方されるということで計算しますと、510円になるということですから、前の制度の場合は月1,020円の定額負担だったものが2,510円になるということで、2.5倍の値上げになるという数値が示された資料がありましたんですけど、これには間違いありませんね。

それから、入院費についても710円から1,000円になるわけですから、当然1カ月計算してみますと8,700円の負担増やと、そういうふうな私、大体平均的な数値を出したそういう資料を見せていただいて、大変大きな値上げやなあと思ってびっくりしたんですけど、これに間違いありませんね。

議長（林 治君） 味若健康福祉課長。

健康福祉部健康福祉課長（味若秀治君） 先ほど松本議員が言われたとおり、間違いございません。

議長（林 治君） ほかに質疑ありませんか。———和気君。

13番（和気 豊君） 今回のこの条例の一部改正の基礎になっているのは、政府の一連のいわゆる医療に係る負担増と、これが基礎にあるというふうに思うんですが、59年のあの老人医療の一部有料化、これに端を発して、現在までなし崩しに医療改悪がやられている。例えばベッド規制なんかについても新しい病院や新しくベッドをふやすと。これはもろに泉南市はその被害をこうむっているわけですが、そういうことも1つはいわゆる受診抑制の一環だと。こういうふうな医療費の負担増をすることによってさらに医療抑制を図ろう、受診抑制を図ろうと、こういう一連の動きですね。

これも、単にこれにとどまるだけではなくて、さらに来年、再来年とホップ、ステップ、ジャンプと、こういう格好で負担増がまさに企図されている、こういうふうな新聞報道なんかでも載っているわけで、これは1つの通過点、先の見えない方向に向かって1つの通過点だと、こういうふうに見えるわけですが、そういう点について各地でも一定の、厚生省等に長が物を言っているわけですね。武蔵野市の長なんかははっきりと、これでは本当に地方自治の医療行政のあり方を根本的に崩すものだと、こういうことで強く抗議をされているわけです。

そういう点で当市でも、あるいはさらにその上に立って各市では、例えば一部負担の免除、これは今現在当市では非課税世帯だけと、こういうことになっているわけですが、これを一定の収入があっても一部負担を免除する市独自の施策をとっているところもあるわけですね。そういう対応の仕方を厚生省等に一方では強く抗議の物を言いながら、独自の対策もとっているわけですね。

そういう点で市長にお伺いをしたいんですが、市としてはこういう一連のお年寄りに対する負担増、これに対して基本的にどういう立場に立っておられるのか、今後どういうふうに具体に対応されていくのか、その辺をお伺いをしたいというふうに思います。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず1点目でございますが、これは大阪府市長会初め、この保険制度の改正につきましては、国に対して今までも要求をしてまいりました。結果としてこの前法律が施行されたわけでございますけれども、やはりこれからの超高齢化社会というものを考えますと、福祉全体をどうしていくべきか、それが後年度の若い世代が非常に少なくなっていくという中で、ほんとに支えていけるのかどうかということが非常に危惧されると思います。

私も、きのうの議論にもありましたように、大阪府の今度のあれの改正の方の件もでございますけれども、65歳以上はもちろんでございますが、75歳以上、後期高齢化が非常に進むという中で、トータルの福祉としてどうしていくべきかということを考えていかなければいけないというふうに思っております。したがって、今我々の方もそういう意味で福祉全体の今後のあり方ということを考えてるわけでございますけれども、この医療費につきましては改正がされたということでございますが、これについては市長会も含めて、やはり負担増につながらない方向ということでお願いをしてきたわけでございますが、残念ながら施行されたということでございます。

市といたしましては、先ほども言いましたように、医療の問題もありますけれども、その他これから施行されるであろう福祉の関係の保険制度の問題も含めて考えていく必要があるというふうに思っております。特段これについて市としての特別な施策ということについては、今直ちに考えて

いるわけではございません。今後いろんな角度から福祉全体のあり方というものを考えていく必要があると。それは1つのパイの中でのシフトという問題もあるでしょうし、またパイそのものをどうするかという問題もあるかというふうに思います。今後の課題であるというふうに考えております。

議長（林 治君） 和気君。

13番（和気 豊君） 意見にかえたいと思いますが、福祉全体をトータルに医療も含めて考えていくと、そのことは別に否定をしないんですが、トータルそのものが、全体そのものが低く抑えられているという、そういう現在の福祉、私に言わせれば改悪の方向、この中で今回の医療改悪も出てきているというふうに考えているわけです。その辺は異議ないところだというふうに思うんですが。

そして、薬剤に限っていえば、今の薬価のあり方、いわゆるゾロ新と言われるようなぞろぞろ出てくる新薬については、効能が従来の薬と余り変わらないにもかかわらず非常に高い。諸外国と比べて5倍強の高い価格になっている。その辺、一方で大手の製薬会社、ゾロ新をつくれるような大手製薬会社の優遇をしながら、これには厚生省の薬剤、薬価局等の高級官僚の天下りなんかも重なって非常に問題になっているわけですが、そういうことを一方で放置しながらこういう弱い層に負担をかけるという、今回の薬剤に限っていえばまさにそこに大きな問題点が存するわけで、その辺をはっきりと、今後また一連の値上げが予定されているわけですから、市長会等できつく物を言って、全体の大きな動きの中でこういう改正を抑えていくと、こういう方向をぜひおとりいただきたい、こういうふうに思います。意見にかえます。

議長（林 治君） ほかにありませんか。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———松本君。

6番（松本雪美君） 報告第2号、老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論します。

国会で6月に成立した医療保険の改悪法は、1,800万人もの国民の反対署名を無視して強行可決され、9月1日から実施されました。このことにより医療費の患者負担は、平均的には2.5倍にもなることが明らかにな

っています。サラリーマンは医療費1割負担から2割負担、さらに薬代が上乗せされること、その上国の制度である老人医療では、泉南市で70歳以上の対象者は4,700人、そして府の制度である65歳から69歳までの対象者の方は2,287人と、医療費の負担増になることが明らかになりました。ただでさえ暮らしが大変な高齢者にとって、耐えがたいものになっていることは間違いありません。

改悪された中身では、外来で1カ月1,020円だったものが1回で500円、月4回で2,000円の上限とすること、また入院では1日710円が1日1,000円と引き上げられ、さらに1998年には1,100円、1999年には1,200円へと引き上げられることも決められています。外来の薬代については、内服薬では2から3種類で1日分で30円、4から5種類で1日分で60円、6種類で100円、外用薬では1種類50円、2種類100円、3種類150円、とんぶく薬1種類で10円と、薬代を負担をさせていくという内容であります。

こうした改悪の中で実際の医療費はどうなるのかといいますと、1カ月入院した人たちは2万1,300円だった人が3万円の負担となること、8,700円の負担増です。また、通院の場合は、平均的な中身でいいますと1カ月3.2回の通院、内服薬で3種類で26.7日分、外用薬で1種類で2.1回処方されたとして計算してみると1,020円から2,510円となり、2.5倍の値上げとなることが明らかになりました。

高齢者になると体のある一部だけでなく次々と疾病が加わり、そのたびに医療費は加算されていきます。暮らしを脅かす大きな原因になっています。早期発見、早期治療で重症者をなくすという点から見ても、生活費を切り詰める中で、医者にかかれない人たちもふえることは間違いありません。

国会審議の中で日本共産党は、世界一高い薬価を正せば負担増は必要ないと主張してきたところでもあります。長い間社会に貢献してきた高齢者の皆さんの高齢保障については、国の施策の中で当然進めていくべきであります。このような自己負担をますます大きくするような改悪は、断じて許すことはできません。

よって、日本共産党市会議員団は、お年寄りの健康と暮らしを守るという立場から、国の法改正を受けての泉南市の老人医療助成制度に関する条

例の一部を改正する条例に、反対の立場での討論といたします。

議長（林 治君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより報告第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（林 治君） 起立多数であります。よって報告第2号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第8、報告第3号 平成8年度泉南市土地開発公社経営状況について、及び日程第9、報告第4号 平成8年度財団法人泉南市開発協会経営状況についての以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました報告2件につきましては、いずれも報告書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま一括上程されました報告第3号、平成8年度泉南市土地開発公社経営状況について、及び報告第4号、平成8年度財団法人泉南市開発協会経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、これを報告するものでございます。なお、この2件の報告案件につきましては、いずれも去る7月23日に開催されました公社、協会の監事評議員顧問会議並びに理事会におきまして認定されましたことをまず御報告を申し上げます。

それでは、内容について御説明申し上げます。

まず、土地開発公社につきましては議案書の15ページから24ページに記載をいたしております。事業収入といたしましては、21ページに記載しておりますとおり9億1,002万320円が市に売却した収入でございまして、その面積は4,484.42平方メートルになっております。

次に、事業支出といたしまして、22ページの土地取得費12億3,148万8,877円、面積では2万7,958.78平方メートルを公共事業用地として先行取得いたしました。その結果、平成8年度末公社の土地保有高詳細につきましては、23ページから24ページにお示ししているとおり、108億5,060万7,423円となっております。なお、平成8年度の当期利益は、19ページにお示ししているとおり、1,234万4,997円の

経常利益が生じておりますことを御報告申し上げます。

引き続き、開発協会の概要に移らさせていただきます。その主な内容は、議案書の25ページから33ページまでにお示ししているところでございます。事業収入といたしましては、31ページでお示ししているとおり、89万6,067円の市への売却収入がございまして、先行取得した用地はございません。その結果、平成8年度末協会の土地保有高につきましては、33ページでお示ししていますとおり、18億2,469万5,134円となっております。当期損失につきましては、29ページでお示ししているとおり、127万7,917円の経常損失が生じました。

以上が公社並びに協会の決算状況でございます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（林 治君） これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。———和気君。

13番（和気 豊君） 2点にわたって質問をしてみたい。

まず22ページですが、開発公社の支出の部であります。ここでは当初32億6,600万何がしかの事業をやろう、土地を取得しよう、ということがかかったわけですが、にもかかわらず不用額が20億何がしかが出ているわけですね。これは当初の事業目的をこれでは達成し得ていないのではないかと、こういうふうに思うんですが、その辺のところを具体的にお示しをいただきたい。

それから、1ページさかのぼりまして、事業収入で土地売却収入というのがあるわけですが、この中身について、4,000何がしかについての平米数はお示しになりましたが、一体どこの用地をどういうところに——市に売却をしたというのはわかるんですが、市を通して当然何らかの事業がやられてるといふふうに思うんですが、中には売却を市を通してしたものもあるのではないかと、こういうふうに思うんですが、その辺も含めて具体にお示しをいただきたい。

以上2点です。

議長（林 治君） 前田土地対策課長。

事業部土地対策課長兼土地開発公社局長（前田佐智雄君） 22ページに示されております約20億の不用額の件ですけれども、これは買収に17億の当初予算の計上を行いました。しかし、交渉が非常に難航して不調に終

わった結果、約17億の不用額が出たと。これが20億の不用額の主な内容です。

そしてもう1つ、売却収入ですが、市にことし用地取得をしていただいたのは、額として9億1,000万購入をしていただいたんですけれども、その主な内容は、樽井の今工事をいたしております暫定広場というんですか、駅前広場に約6億市に買収をしていただきました。それ以外に信達樽井線、あるいはいろんな事業で市に用地を売却さしていただいたというのが実態です。

以上です。

議長（林 治君） 和気君。

13番（和気 豊君） 私、この会議には籍を置いておりませんのでお伺いしたいんですが、市に買収してもらったという中には、例の市が民間に払い下げると、売り渡すと、こういうことを目的に市が買い取った土地というのはないんですか、今回の場合には。それを聞いてるんです。

議長（林 治君） 前田土地対策課長。

事業部土地対策課長兼土地開発公社局長（前田佐智雄君） 民間に売り渡した土地につきましては、平成9年度、7月30日にある病院に991平米を売り渡したんですけれども、これは9年度の決算で計上されます。6月補正で計上さしていただきました。

議長（林 治君） 和気君。

13番（和気 豊君） それはそれで結構です。また、9年度の決算なり、これにかかわって質問してまいりたいというふうに思います。

それでは、事業目的の最大のものであった砂川櫛井線の完成にかかわって重要なキーポイントになっております例の工場の買収ですね。これについては可能性があるということで、ずっと可能性がないから計上してこなくて、平成8年では可能性として非常に強いと、もう時間の問題だというふうなことで計上されたわけですが、その後、そこでの質問でも何か佐野の方に移転先まであるというふうなことで、その辺の絡みからの答弁、価格についても具体的な価格の問題まで含めて論議がいろいろされたわけですが、その辺はなぜこの問題が難航したのか。やはり山の手の交通渋滞緩和で重要な役割を果たしている砂川櫛井線、それにかかわっての買収ですね。

一昨日の答弁の中でも新家駅前の交通渋滞、あのことについてこの砂川
樫井線の延伸の問題を披瀝をされました。まさに市の都市計画、まちづく
り、基盤整備に重要なポイントを握っているこの事業、一体何が理由で、
もうちょっと突っ込んでお示しをいただきたいなというふうに思うんです。

議長（林 治君） 池上道路課長。

事業部道路課長（池上安夫君） 砂川樫井線の工場の事業の用地交渉等の経
過につきまして、若干説明させていただきます。

今回の砂川樫井線の事業、法線が工場内の炉の中心部にかかるというこ
とで、これの機能回復について、補償調査も専門的に終わっておるんです
けども、その中で機能回復いたす工法といたしましていろいろな方法があり
ます。その中の1つとして郊外に移転云々ということも、選択肢の1つと
しては交渉の過程の中では議論となっております。ただ、現実的に他地区
へ行くにいたしましても、工場の用途から、都市計画で定められておりま
す用途地域上の建築規制等の問題もございまして、どこでもいいというわ
けにいかないというふうな制約もございます。そういう中で代替地をどこ
に求めるかということにつきましても、継続的に事業進捗を図る意味から
今用地交渉を継続しておるという状況でございます。

以上です。

議長（林 治君） 和気君。

13番（和気 豊君） 本当に山の手住民が期待をし、日常の生活の利便性、
安全性、こういうことで非常に待ちに待っているこの事業ですね。今の御
答弁ではちょっと今後の展望も見えてこないし、私がなぜこの質問をする
かといいますと、一昨日の事業部長の答弁の中で、この買収にかかわって
あと数年というふうな発言をされたとメモしておりますが、それが引っか
かったわけで、それがこの買収にかかわっての見通しということになれば、
今の答弁も見通しを明らかにされなかったわけですが、まさに今後また遠
大な時日を要するのではないかと、こういうふうに思います。市民の期待
からいえば遠大だと、こういうことなんです、にもかかわらず答弁では
やはり新家駅前の交通渋滞の1つの重要なてこなんだと、キーポイントな
んだと、こういうふうに答弁をされる。その辺の相矛盾した答弁でずっと
これまでも来ているわけですから、その辺ひとつ見通し等をもう少し具体
に突っ込んではっきりしていただきたいというふうに思うんです。

議長（林 治君） 池上道路課長。

事業部道路課長（池上安夫君） 議員御質問のうち見通しにつきまして、若干先ほどの説明の中で漏れておったという御指摘ですので、御答弁いたします。

継続中ということなんですけども、当然砂川樫井線につきましては、議員も御承知のとおり長年にわたって経過しておるという中で、我々といたしましても補助金の問題とかいろいろな中で制約も出てきております。といいますのは、早期に供用開始をせないかんという立場は非常に厳しいものを感じております。したがって、全体的に、事業部長の答弁なんかでも出てますけども、我々といたしましても数年といいますか、早期に供用開始をすべく努力をしていくというふうに考えております。

それから、若干触れますけども、延伸の問題ですね。新家の駅前の交通混雑緩和という観点での延伸の問題につきましても、一部住都公団一丘団地までが事業認可区間なんですけども、そこから海に向いての市道の樽井大苗代新家線までの間、その部分につきましては、一部ですけども、事前に概略の設計作業等も作業を終えております。事業順位といたしましては、とりあえず事業認可区間を先に片づけないかんというふうに思っておりますけども、続いての準備もやっておるということで御報告いたしておきます。

以上です。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（林 治君） ほかにございませんか。———小山君。

3番（小山広明君） この冒頭の説明に、基本的なことからお伺いをしておきたいんですが、この土地開発公社、土地を先行買するというこの組織はどの法律によって設置しとるのかということと、今回この条文にもありますように、243条の3第2項の規定に基づきということ調べてみるんですが、基本的にはいろんな補助金を出しとる団体とか、いろんなところの経営状況の報告を市長がさせることができるということで、この議会に提案されておるんですが、これ以外にこういう報告をしなければならないような団体というのは、泉南市に今どれぐらい持っておるのか。それはきちっと議会に全部この条例に基づいて報告されとるのかどうかをひとつ御説明いただきたいと思います。

それから、これを設置する目的は、土地がどんどん右上がりになっていく状況の中で、会計が年度会計、1年で会計ということで、先に買うということが1つの趣旨ではないかなと私は思うんですが、私も当選以来ずっとこの事業目的を持って購入した土地がいまだに利用されずにあるということで、財政的には事業化しない限り銀行が実質的なお金の負担をしておる、そういう構造ですね。

こういう問題は今後土地が、私も生まれて育ってくる中で土地が上がってくる時代と一緒に育ってきたんですが、ここ極端な下がり方をして、今後世界的に見ても土地を売買の対象にしたり投機の対象にするということは、社会的正義というんか、社会的な1つの理念からいってもやっぱり大きく矛盾するということがずっと言われとったんですが、それでもなお右上がりになってきて、なかなか庶民が土地を持ってない、そういう状況になって、ようやく土地に対しての社会的な1つの状況があらわれたのかなと今私は思っとるんですが、市長は土地が今後また右上がりになっていくような状況があるというように基本的に認識しとるのか、これは一時的な土地のダウンであって、今後やはり土地は上がり続けるというふうにするのかですね。

この経験を通して、土地はやはり売買の対象にしてはならないんだということを法の上でも規制をしていかないといけない。その1つのペナルティ的なことが先ほど言った土地保有税、土地を持ってることで特別に税金をかけて、土地を流動化さしたいというような法律もできたんですが、そうなってくるとこの公社のあり方、こういうもので泉南市が土地を先行的に買うということが、果たして泉南市の行政の都市政策上こういう組織がいいのか、もっとこれにかわるべきどのような組織なり運営が土地を先行買いしていくのに必要かということも、1つお伺いしておきたいと思います。

それから、先ほどもちょっと、まあ工場の特別の名前を出して言うのもあれなんですけど、あそこの問題はここでも議論がありましたように、計画された後に工場の重要な施設がそこに設置された。それは当然に買収の対象にするべきでないというふうに私は思うんですが、今の金額を聞きますと何かそれも対象になっておるんかなと思うので、これ、公社で買ってしまおうと後それを一般会計で買い取らなあかんわけですから、そのときに議

論して、そんな値段で買うべきでないと言ったって、それは債務保証しとるわけですから不可能なんです、そういう問題についてはどのように具体的に当たっておられるのかをお聞かせいただきたい。

それからもう1つは、きのうかおとといの議論の中にもありましたけども、市営住宅の問題でこの公社が持っている土地に市営住宅を建てて、今の住宅問題の解決を図ってはどうかという提案もあって、市長も不可能ではないと、そういう答弁をされたと思うんですが、ある人によると、いや、それよりもっとそれを具体的に検討したいというような答弁も市長しとったよと。僕のメモではそれがありませんけど。当然それは検討してもらわないいけないので、そうなるまでいつまでにそういうものが検討されるのかということも、公社の処分にかかわってひとつお答えをいただきたいと思います。

一番大事なのは、やっぱり市が事業目的を持って公社に買ってもらったわけで、ある意味で別組織ですね。やはり責任を持って市が目的どおり事業化をして予定どおり買い戻さないと、社会的には銀行がどんどん金を毎年自分で貸しながら自分で返済してもらっておるということが続けとるわけですね。これだけ銀行経営が大変なときに銀行に全部負担さして、事業化しなかったらそれでいいというわけには私はいかないと思うんですね、回り回れば市民に大きな負担をかけるわけですから。

そういう点では、これまで事業計画を示して買った土地が、一番古いんです。どれくらいになるんですか。この責任は一体行政のだれがとるんですかね。恐らく今の向井市長がこれを買ったわけじゃないですから、私は知らんよと言ったら言えるんですが、やっぱり市長という立場で責任をとってもらわないといけない。昭和50年、48年というような古いものもありますね。そういうものが、一体だれがこの責任をとれるのか。責任のないところに何も始まらないわけですから、こういうようなことについて、僕はある意味の失敗だと思うんですが——土地を買ったことがですね。そういう責任はどうなるのか、市長は基本的にこのことをどう考えとるのかですね。でないとなかなか解決しませんからね、これ。なるべく自分の代ではそういうことに手を触れたくないと思うんですよ、こういう問題の性質は。そういう点でやっぱりこのことの事業に対する責任ということ、基本的には市長、明確にしておいていただきたいと思います。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 細かい点は担当の方からお答え申し上げますが、まず地価の動向でございますけども、御指摘のように従来右肩上がり、下がることはない。いわゆる土地神話というのがあったわけでございますけども、それが見事に崩壊をいたしまして下落を続けております。今の法体系といいますのは、国土利用計画法なんかのいわゆる地価監視とか、あるいは地価税を含めて、どちらかといいますと地価の上昇を抑制するという立場に立った法律が非常に多いというふうに思われます。ですから、このあたりの問題もあると思いますし、それから今後の地価がどうなるかというのは非常に難しい問題だと思いますが、先般発表されました新聞報道によりますと、ほぼ落ちついてきたと。若干まだ下落のところもありますが、一部では上昇に転じてるところもあるというような報道も見させていただいております。したがって、これは私の個人的な感覚で申しわけございませんが、ほぼ落ちついてきたんではないかというふうに思っております。

ただ、それがすぐにまた上昇に転ずるかといいますと、まだまだ銀行担保物件あるいはゼネコン等の債務保証をいたしております土地というのはたくさんあるようでございますから、その流動化がなかなか図れないという課題があるかというふうに思いますので、しばらくは横ばいといいますか、仮に上昇しても微々たる上昇にとどまるんではないかというふうに思っております。

それから、非常に古い時代からの土地が残っておるということでございまして、これは現に債務保証をしているわけでございますから、これはやはり何とかしなければいけないというふうに思っております。現在市内でも土地利用検討委員会というのをつくって、これの対応の仕方、所期の目的がもう既にその目的を達している、あるいはその趣旨から外れてるといふ部分については、英断をもって処分をするとか、あるいは他の利用目的に転用するとか、そういうことを考えていかなければいけないというふうに思っております。

それから、住宅の問題も関連で出ましたけども、これは例えば持ち家制度として取得しているようなところもございまして、これはそういう趣旨のもとに利用していくという方法が考えられるのではないかとこのように思っております。市営住宅との関連につきましては、現在いろいろまだ

お話し中でございますから、その中でもまた議論が出てくるかというふうに思っておりますので、十分話し合いもしていきたいと、このように考えております。

議長（林 治君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 私の方から数点答えさせていただきます。若干答弁で重複する部分があるかもしれませんが、御了承いただきたいと思えます。

土地開発公社の根拠法ということで、これは公有地の拡大の推進に関する法律という法律に基づきまして設置をされているところでございます。

小山議員の方から、これは右上がりの土地がどんどん上がる状況で存在価値があるんじゃないかという御議論があったわけですが、右上がりの状況であれば非常に有効に活用できるということは当然でございます。

ただ、ただ単に土地の先上がりを見越して買うということだけではなくて、行政の買収——直買といいますか、これは非常に予算制度等に縛られておりまして機動性を有しないものでございます。そういった点を補完しまして、公共事業を円滑に進めるという意味合いがございまして、直ちに今買わなければならない、あるいは資金調達をしていくという主体として、この法律に基づきまして一定位置づけられておるということでございますので、必ずしも土地を先買いして、その差益を稼ぐということが目的ではございませんので、そういう右上がりの状態のときだけ存在価値があるというふうには理解をしておらないところでございます。

それから、住宅の問題は先ほど市長の方からも答えましたが、土地開発公社の理事長の立場といたしましては、一応今回堀病院への売却とともに、あそこの土地を交換いたしまして、非常に使いやすい形に整理をさせていただいたところでございます。これは現実には建物等がまだございますので、一定猶予期間といいますか、平成11年度内にはそういう交換ができると、最終的に整地ができるというふうに考えておりまして、その後の利用につきまして、当然いろんな事業部局とも調整しながら、従来からやっております長期保有地の検討という一環の中で、先ほど市長が申しましたような趣旨を踏まえまして、検討を重ねていきたいというふうに考えておるところでございます。

議長（林 治君） 池上道路課長。

事業部道路課長（池上安夫君） 小山議員御質問のうち砂川樫井線の関係で、

大型工場の補償の問題で2点ほどありましたので、御答弁させていただきます。

まず1点目の執行の残というんですか、残りました予算の17億何がしかの問題ですけども、これはあくまで予算上のことですので、我々の今の交渉の中で補償金額の提示単価ということではございません。まだ当該工場との交渉の中で補償費を提示するような段階にまでは至っておりません。ということは、まだそういうことを提示は一度もしておらないということですので、あくまで予算ということですので、そういうことで御理解をいただきたいと思えます。

それから2点目の、いわゆる事業認可後の工場内の施設の増築というんですか、増設等があったのかないのかというふうなことだと思えますが、これにつきましては議員も御承知のとおり、長年にわたりまして補償調査に立ち入りができなかったという問題がございます。最近市の方で補償の算定のための物件の調査をさせていただきたいということで、もうそれはできたんですけども、その段階で種々いろんな施設があるということが大体把握をしたということでございます。

御指摘の問題につきましては、当然大型物件の補償でございますので、府の指導、それから国の認定という問題、工法から補償額とか、もろもろの補償にかかわる認定という作業がございます。その中でそういうことも含めまして、どのように判断するかということが決まっていくというふうに思っております。

以上です。

議長（林 治君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 失礼します。

地方自治法243条の3の第2項の規定でございますが、これにつきましては、「普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。」ということで報告をさせていただいておるものでございまして、この法人とは地方公共団体が2分の1以上の出資をしているものということでございまして、土地開発公社、協会につきましては全額市の出資ということでございまして、報告させていただいてるということでございます。これ以外につきましては、泉南市の場合

ございません。開発公社と協会、この2件でございます。

以上でございます。

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） 今大田部長が言われたように、法律には2分の1とか云々は書いてないんですが、いわゆる補助金、貸付金とかいろんなところをしとるところは、報告を徴することができるですから、しなければならぬということではないから、行政の1つの判断であろうと思いますが、わかりました。

池上さんが言われたのは、中の調査ができないということで内容がわかってないということですが、この間この議会の議論の中で、やはり多分建物をそういう計画、予定のあるところに建てる場合には一定の届け出が必要で、そういうことが必要だろうと思うんですが、そういう点はやっぱり厳格にきちっとやっていただきたいと思います。

それから、市長の言われたことで、市長の土地に関する基本的な考え方というんか、そういうものがちょっと聞けなかったんですが、政策的にもそういうことをしたことがあるんでしょうけども、ある意味で1つの成功をして土地の異常な値上がりがストップできたということで、やっぱり土地が投機の対象になってはならないと、私はそういうふうに思いますし、そういう点でいろんな行政執行をぜひ私はやっていただきたいと思います。

そういうことになりますと、公社のあり方も、もちろんそれは金もうけを1つの目的としてやることでないことは当たり前で、しかし公社の1つのあり方、公社に対する土地取得の依頼のあり方について、やっぱり検討していかないといけないと思いますね。ここ三、四年土地が下がるとるわけですから、三、四年前に買った土地が実際の評価は下がっていったわけですから、目的どおりの事業がきちっとやれない場合にはどうするかという責任の問題もきちっとしとかなないと、市民から預かったお金を使っての運営ですので、責任がないということはありませんで、責任があやふやにならないような制度、仕組みをやはり確立しておく必要が私はあると思います。

基本的にはやっぱり公有地の拡大の問題ですから、買った土地は事業目的がなくなったにしても、やはり公共用地として残るとというのが基本だろうと私は思いますね。だから9年度で検討されとる——決まったようであ

りますけれども、1つの民間に対しての払い下げの場合には、減った分はやはり確保するというようなことも基本的には考えないと、いずれにしても買った土地が、公共用地が足りないという状況の中で、確保しにくいという状況の中では、やはり買った土地については有効に公共用地として使うんだという基本理念はしっかりしてもらいたいし、買った土地については事業化して市民に還元をしてもらいたいと、そのように基本的には思いますので、意見にかえておきます。

議長（林 治君） ほかにございませんか。———松原君。

2番（松原義樹君） 同じようなことになるかもわかりませんが、砂川樫井線、これの用地として一番上に1として書いてます。その数字以外には砂川樫井線の用地というのはもうすべて終わったんか、それともできてないんか。そしてまた、できてないという意味は、買うてなくて道路用地の確保ができてないんかという意味です。

それと、4番目の長慶寺のこの分がこれに当たるんか。当たらなかつたら当たらないでいいです。

それと、先ほど事業費の中の用地費の20億の件で、固有名詞の名前が出てたと思います。こういうものについては言うて、そこがゴネ得やとかいうような感覚があるとあかんで、そういうのは言うていいんかどうかについては考えてほしいと思います。

それから15番、海会寺の跡地、あそこはかなりできたんじゃないんでしょうか。まだできるんやったら次の予定、どのようなことを考えておられるんか。その用地ですね。そこをちょっとお聞かせください。

以上です。

議長（林 治君） 池上道路課長。

事業部道路課長（池上安夫君） 松原議員御質問のうち砂川樫井線の取得用地がまだあとどれだけ残ってるかという御質問ですけども、いわゆる当該工場関連の敷地、それから関連と申しましょうか、その関連の方の個人の土地、それからもう1件、砂川の駅に近接いたしました事業認可区間の起点のところに当たります物件、これは規模は小そうございますけども、その物件と、この2件でございます。あとこれは今作業をやっておるところですけども、JRさんの用地、阪和線に並行して走ります関係上、JR敷地が若干かかるところも出てきます。したがって、そういう意味ではJR

さんの用地ということでございます。

それから、市場長慶寺線の関係ですけれども、これは砂川樫井線の分ではございません。

以上です。

議長（林 治君） 山内教育総務部長。

教育総務部長（山内 洋君） 23ページの海会寺跡の整備用地の件でございますが、これについては埋蔵文化財センターの敷地の未買収部分でございますが、現在64%の買収を終わっております。その残地でございます。現在この部分につきましては、当初展示場の敷地ということで予定しておったわけでございますが、現状は駐車場として整備をしてお借りをしているという部分でございますので、よろしく願いいたします。

議長（林 治君） 松原君。

2番（松原義樹君） 次に、数年でということは、そしたらあとの砂川駅のことも含めて数年でいけるということでしょうか、最終それで。

議長（林 治君） 池上道路課長。

〔松原義樹君「相手もあることですからね。数年というせりふの概念についてだけ」と呼ぶ〕

事業部道路課長（池上安夫君） 砂川樫井線の事業進捗につきましてお答えいたします。

先ほど申し上げました事業見込みにつきましては、あくまで事業認可区間内ということで御理解をいただきたいと思っております。砂川樫井線につきましては、事業認可区間はJRの閉鎖されましたモータープールの前の市道との交差点のところから一丘団地の敷地境界まで、延長にいたしまして1,498メートルということでございます。

以上でございます。

議長（林 治君） ほかにございませんか。———松本君。

6番（松本雪美君） 和泉砂川駅前の再開発用地として購入された分については、ほかの利用も含めて考えていきたいということもおっしゃってたんですけれども、その辺のところはどういう状況になってるのか、聞かしていただきたいと思っております。

それから、廃棄物の処分場の首池の問題がいろいろと住民からの訴訟もあって解決されたところですが、それについては今後の見通しを聞

かしてください。

議長（林 治君） 前田土地対策課長。

事業部土地対策課長兼土地開発公社局長（前田佐智雄君） 和泉砂川駅周辺にはかなり長期というんですか、保有地がかなりの量を持っております。約21億ぐらいですか。その暫定利用の件ですけれども、平成9年の4月の顧問評議員会で、今後事業化が早急に望めない土地については市民福祉の向上のために暫定利用するという1つの基本方針を公社・協会の評議員、顧問の皆様方に御承認いただき、そして理事会でも承認をいただきましたので、今後速やかな段階で市民利用ができるように努力いたしたいと、このように考えております。

議長（林 治君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 首池の御質問につきましては、私の方から御答弁させていただきます。

6月の議会で皆様方に御承認いただきまして、いよいよ10月1日より正式に閉鎖することになってございます。その後の活用につきましては、何分協会の保有地でございますので、現在庁内で保有土地の検討を行っているところでございますが、首池につきましてもその辺で検討していただきまして有効利用していただきたいと、このように考えている次第でございます。

以上でございます。

議長（林 治君） ほかにございませぬか。——以上で本2件に対する質疑を終結いたします。

以上で本2件の報告を終わります。

次に、日程第10、議案第1号 市道路線の認定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（林 治君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第1号、市道路線の認定につきまして、その概要を御説明申し上げます。議案書35ページをお開

き願います。

提案理由でございますが、道路法第8条第2項の規定により、市道りんくう南3号線ほか10路線の認定を提案するものでございます。この市道の認定につきましては、大阪府企業局から移管を受け本市の管理となる道路でございますが、また国体会場へ隣接する道路として早期に供用する必要があるため、新規認定を行うものでございます。

なお、参考資料といたしまして、その路線図を39ページ及び41ページにお示しをしております。

以上、甚だ簡単ではございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（林 治君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第11、議案第2号 町の区域の変更についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（林 治君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第2号、町の区域の変更について御説明を申し上げます。

樽井東農住組合による緑住土地区画整理事業の実施に伴いまして、樽井七丁目と樽井八丁目との町界の一部を変更する必要があるため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

樽井七丁目と樽井八丁目の両町にまたがって施行中の樽井東農住組合に

よる緑住土地区画整理事業に伴いまして、これまで両町の境界としておりました谷池の水路が造成、つけかえられたため、今後当該地における境界が不明確になるおそれがございます。また、土地区画整理事業である同事業では換地処分が行われ、現行の町界の上に宅地が区画されることとなります。現行のままでは将来、樽井七丁目と樽井八丁目にまたがる形で住宅が建築されることになり、住民の日常生活や行政の遂行に支障を来すおそれがございます。

このため、45ページの別図1の斜線で示しております区域を樽井八丁目から樽井七丁目に編入し、47ページの別図2に示しておりますように、町界の一部を変更しようとするものでございます。

なお、実施時期につきましては、換地処分に合わせて行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第2号の提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御了承賜りますようお願いを申し上げます。

議長（林 治君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第12、議案第3号 泉南市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（林 治君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第3号、泉南市市営住宅

設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして、その概要を御説明申し上げます。

提案理由でございますが、平成8年5月31日付法律第55号で公営住宅法の一部を改正する法律が公布され、同年8月30日から施行されたことに伴いまして、本市におきましても泉南市市営住宅設置条例の改正を行う必要から本条例を御提案するものでございます。

改定の内容でございますが、公営住宅法の改正に伴いまして、第1種公営住宅と第2種公営住宅の種別区分が廃止されたことに伴いまして、51ページにお示ししているとおり改正をさしていただくものでございます。

なお、この条例は、公布の期日より施行しようとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。どうかよろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（林 治君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——成田君。

5番（成田政彦君） この市営住宅の設置条例の一部改正の条例なんですけど、これは去年通常国会で公営住宅法が改悪されたんですけど、いわゆる1種、2種の特徴はどういうところにあるのか、ひとつお伺いしたいと思います。

それから、1種、2種がなくなることによって地方自治体にはどんな影響を及ぼすのか、そのこともお伺いしたいと思います。

議長（林 治君） 若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） それでは1種、2種の概要と、それによる影響ということで説明させていただきます。

まず、今回の設置条例では、今提案理由を述べさせていただきましたように、1種、2種、区別がなくなりました。以前の1種、2種というのは収入の制限がございまして、まず、2種住宅につきましては政令月収が月額11万5,000円以下の方が入居の範囲となっております。1種につきましては収入月額が19万8,000円以下の方がお入りいただけるということでございます。

ちなみに、これの市の方に及ぼす影響といたしましては、住宅を建設する場合に補助金の率がやはり変わります。以前2種では3分の2国費があったわけなんですけど、これは標準建設費のうちの3分の2ですが、1種の

場合で2分の1、これがトータルして区別がなくなることによりましてすべて2分の1になります。以上が影響だと思われま。

以上です。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） そうしますと、1種、2種が廃止されるということになると、今まで安い家賃の中で住まれた11万5,000円以下の収入基準の撤廃がされるということですから、こうなると低所得者層の人たちの入居基準が、借りれる賃貸基準が非常に厳しいものになるのではないかと私は思うんです。

それからもう1つは、今市民の方が多く市営住宅の設置を求めとるんですけど、もし1種、2種が廃止されますと、先ほど申されましたように、今まで3分の2の補助金があったのが、1つになるとこれが2分の1になるということ、ますます市営住宅の建築が地方自治体に負担がしわ寄せすると。財政的に大変なものになってくるということ、住宅を建設しにくくなると、こういう状況が考えられます。

それから1種、2種となったことで、今まで安い家賃に入っとった人たちに対して、家賃が上がることによって居住者負担がさらに一層加わると思うんですけど、その点はどのようにお考えでしょうか。

議長（林 治君） 若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） まず、補助金の問題ですが、これは違いは明らかに、3分の2と2分の1ではやはりその差額というのはかなり厳しくなってきます。その辺、我々自身も機会あるごとに府の方にも助成のほどということは、これからはどんどんお願いしていかなければならないと思います。

それと、1種の場合でしたら11万5,000円以下の方に入居していただいて、家賃体系が安いんじゃないかという御議論ですが、これは後の次に予定さしていただいております管理条例の改正のところでも議論を呼ぼうかと思うんですが、今まででしたら家賃がずうっと一定家賃でありましたけど、今回は入居者の方々の所得に応じて家賃をより細分化さしていただくということで、その辺は逆に言うたらシビアな家賃をいただけるようになるんじゃないかという気はいたしております。

以上です。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） 先ほどいみじくも言いましたように、収入に応じて家賃が設定されるということは、民間家賃と同じように家賃の値上げが今後高くなるということなんで、市長にお伺いしますけど、このように1種、2種が改正されて、補助金が今まで3分の2でしたね。これが2分の1ということになるんですが、今後市営住宅の建設に関しては、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 補助率の削減というのは、非常に厳しい状況だということに思います。ただ、それと新規に公営住宅を建てていくというのは連動しない。したがって、今後ともそういう公営住宅、建てかえの問題もありますけれども、新設も含めて、より多くの市民の方に供給できるように努力をしていきたいと思っております。

議長（林 治君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——成田君。

5番（成田政彦君） 議案3号に対する反対討論を行います。

国の公営住宅法改悪に沿って市の住宅設置条例も改正されることになりましたが、この2種、1種の廃止は、今まで勤労者に安い住宅を供給してきたこういう概念からしても、住民の声から大変かけ離れたものとなります。また、1種のみになることは、地方自治体が公営住宅を建設するとき、国の補助金が2種の3分の2から2分の1に削減されるなど、地方自治体が住民のために住宅を建設しようとも、財政的に困難にし、建設できなくなる、このようなことが起きるのではないかと思います。よって私は、このような市民にとって住宅建設を困難にする条例改正には反対するものがあります。

議長（林 治君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（林 治君） 起立多数であります。よって議案第3号は、原案のとおり可とすることに決しました。

1時まで休憩いたします。

午後0時0分 休憩

午後1時2分 再開

議長（林 治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第13、議案第4号 市営住宅管理条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（林 治君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第4号、泉南市市営住宅管理条例の全部を改正する条例の制定につきまして、その概要を御説明申し上げます。

提案理由でございますが、平成8年5月31日付法律第55号で公営住宅法の一部を改正する法律が公布され、同年8月30日から施行されたことに伴いまして、本市におきましても市営住宅管理条例の改正を行う必要から本条例を御提案するものでございます。

改正の内容でございますが、公営住宅法の改正に伴いまして、高齢者等に配慮した入居資格及び入居者の収入と、住宅の規模等に応じた住宅使用料を設定することにより、住宅に困窮する方々に対する公営住宅の的確な供給と適切な負担のもとでの居住の安定の確保を図るとともに、公営住宅を社会福祉事業等に活用する等の措置を講じ、あわせて規定を整備するものでありまして、55ページから71ページにお示しをしており改正をするものでございます。

また、この条例は、公布の日より施行しようとするものでございます。

なお、参考資料といたしまして、市営住宅管理条例施行規則案を配付いたしておりますので、御参照よろしくお願ひ申し上げます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。どうかよろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（林 治君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。——
——小山君。

3番（小山広明君） 余りにも簡単な説明で中身がさっぱりわからないんですが、全面改正ですので、もう少しきちっと中身がわかるような説明をいただきたい。

特にこの改正によって問題点が、現在の入居者なりこれから入ってくる入居者が今までと変わってくるというようなことについては重要な内容ですので、行政はこれまでも、後で我々はそういう問題点があったのかなというのがわかるようなことも、実際新しい条例の改正等で我々感ずるわけなんです、もちろん我々が調査をして質問をするということも当然の我々の義務でありますけれども、やはりそれにはそういう内容にかかわる、また市民の生活に大きくかかわることについては、重要な議案の説明という範囲でこれからもきちっと説明をしていただきたい。

至って簡単な説明で、我々も市民も全くどういう問題点があるのか、どういう内容を持ってるのか、今の説明ではわからないわけですから、もう少し質問を受けるまでに御説明をするように、今後もしていただきたいという希望も申し上げまして、ひとつ御説明をしてください。

議長（林 治君） 若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） それでは、今回の条例改正について、簡単に内容を説明させていただきます。

まず、今回の条例の改正につきましては、先ほど申し上げましたように全面的な改正をさしていただいております。その根拠となりますのは、公営住宅法が改正されまして、それに本市の条例も整合性を持たすということで、改正のお願いに上がっております。ですから、まず最初に公営住宅法の改正の概要を若干述べさせていただきますと思います。

今回の公営住宅法の改正は、大きな点が3点か4点ございます。まず一番大きな点が、先ほど午前中にも議論がありましたように、1種、2種の区別もなくなりました。それと2点目には、家賃の考え方が大きく変わっております。

まず、どういう形に変わったかといいますと、以前の公営住宅法でありましたら限度額家賃——ある一定の数式がございます。これは償却費、修繕費、管理事務費、それから保険料、地代相当、それぞれ政令で定められ

た額の計算式で出した限度額の範囲内で、それ以下であれば我々事業体の裁量で家賃決定ができておりました。

しかし、今回の法の改正によりまして、新法の考え方といたしましては、入居者の方々からの収入申告に基づき、当該入居者の収入、それから当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数、その他利便係数等もあるわけなんです、それを政令で定める計算式で求めるということになっておりまして、以前の法では事業主体のかなりの裁量権がございましたが、今回我々事業主体で持てる数値というのは、住宅における利便係数ただ1つ、これは係数といたしましては1.0から0.7の範囲、3割の幅があるということで御理解いただければありがたいと思います。それと、公営住宅に福祉施設を併設できる、併用できる、使っていただけるということもあります。

まず、それが法の大きな改正点でございまして、それと高齢者に関しましては収入の分位ですね、規制基準が地方裁量権、配慮ということで大きく認められておりますので、高齢者の方には入居しやすくなるということがあります。

そういう考え方のもとに市営住宅の管理条例というのを改正させていただいておりまして、内容といたしましては、今回の条例は入居者の方々から収入申告をしていただくということで、それを掲げておりますし、それから条項でいいますと、家賃の決定方式も法に整合させてうたわさせていただいております。

今回、第2条で定義させていただいておりますが、公営住宅法による住宅と改良住宅法による改良住宅、これは以前の条例では区別させていただいておりません。56ページですが、今回定義でア、イという形で分けさせていただいておりますのは、公営住宅法は法の改正がございました。ただし、改良住宅法におきましてはまだそのままで残されておりますので、若干法の違いによりまして、大部分は公営住宅法によるみなし規定で法も運用するようになっておりますが、一部改良住宅法の関係も若干残っておりますので、あえて今回その位置づけを明記させていただいております。

改良住宅法と公営住宅法の違いと申し上げますのは、先ほど言いました家賃の体系が、改良住宅であればまだ限度額家賃内の設定範囲になっております。ですから逆に家賃決定する場合も同じく公営住宅の家賃の決定方

法、それから改良住宅の家賃の決定方法ということもやはり条例で明確にうたわんといけないということになっておりますので、そういう形で60ページ、第13条で公営住宅の家賃の決定、それから第14条で改良住宅の家賃の決定ということで位置づけさしていただいております。

それと今回、収入に応じて8分位のランキングがされておまして、その範囲において家賃が算定基礎額的な政令で定めた額が国の方から示されてきます。これは毎年変わりますが、1から4分位までは適格入居者、それから5から8までは収入超過者ということになります。先ほど言いました高齢者及び障害をお持ちの世帯の方々には、その分位が1から6まで適格入居者の配慮がされます。

家賃も、考え方といたしましては1から4までが、先ほど言いましたように政令で定める計算式を出しまして、均等に負担していくようになっておりますが、5からは逆に近傍同種、いわゆる民間さんの家賃と本来家賃、法で定める家賃の差額を5、6、7、8、順番になるごとにパーセントが上がっていきます。プラスそれも足していただく。8分位になりますと、これはもう近傍同種家賃並みという位置づけになります。

ざっと走らしていただきましたが、以上、大体条例の改正内容でございます。よろしく願いいたします。

議長（林 治君） 北出議員に申し上げます。機器類の持ち込み等については厳に慎んでいただきたいと思います。

小山議員。

3番（小山広明君） 今回の改正によって収入において8段階に家賃体系になると。一番上の8番目については近傍家賃並みになるということですね。そうすると、公営住宅、市営住宅などのいわゆる低所得者に対する公営住宅の建設ということで、この8段階になれば上は全く限度がなくなるという、そういうことなんでしょうか。

それからもう1つ、入居しとる間に収入がふえていく場合もあるんですが、泉南の現在の状況ですね。現在の市営住宅の場合に、より低所得者に対する供給ということで、その辺の現在の入居者についても所得制限というんか、そういうものの運用はどうなっておるのか、現在の実態をひとつ御報告をいただきたいと思います。現にそういうことになって措置をしたようなことがあるのか。また、具体的にそういうことができるのかどうか、

実際面です。その辺もひとつ御報告いただきたいと思います。

それから、福祉施設に利用することが可というのは、具体的にどういうことに利用されていくということを想定されておるのか。最近よく言われるグループホームというような形で、障害者の方が施設ではなしに、そういう普通の住宅状況の中で共同して市民生活をしていくという、そういうことがよく言われるんですが、そういうことを可能にすることを実際目的とされておるのかということもお願いをしたい。

それから、収入申告ですから、それはかなりプライバシーの問題にも入っていく問題があると思うんですが、どの辺、具体的にはどのようなことでそういうことも担保しながら、実際の数字をつかんで運用されていくのかについても御報告をいただきたいと思います。

それから、最近というんか、現在の住宅によって市長が家賃の値上げを決定をして各入居者に御連絡をしとると思うんですが、現在の入居者がこの法の改正によって、これはきょう決定をすれば直ちに施行されるのかどうかですが、施行はいつからというのはちょっと書いてないのかな。一応この条例が制定されれば現在の入居者にはどのような変化、変更というんですか、影響があるのかということについても具体的に御説明をしていただきたいと思います。

議長（林 治君） 若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） ただいまたくさん御質問いただいておりますので、ちょっと順番前後しましたら申しわけないと思います。

まず、近傍同種家賃の位置づけでございますが、これも政令で計算方式が決められております。上限があるのかということなんですが、当然それが近傍同種家賃としての位置づけになりますので、例えば具体例としましたら建てかえ……（小山広明君「いや、収入の上限」と呼ぶ）収入の上限は一応8分位は何ぼ以上という表現を使わせてもらっております。（小山広明君「上はないのね」と呼ぶ）はい。それでよろしいですか。（小山広明君「だれでも入れるんですな。1億円でも2億円でも」と呼ぶ）

議長（林 治君） 小山君、不規則発言はおやめください。

事業部建築課長（若野和敏君） （続）家賃の実施時期ですが、新法で現在ある公営住宅につきましては平成10年4月1日から実施するというところで、今回の議会にこの条例改正案もお願いに上がってるわけなんです。

それと、入居者の方々にどういう影響が出るかという問題ですが、素直に述べさせていただいて、家賃値上がります。我々自身も今回、9月から家賃の改定もさしていただいておりますが、まず今回改定さしていただいた家賃が、一番収入の低い1分位の金額よりやや低目という位置づけです。

それと、収入申告の問題でございますが、まず収入に関する書類といたしましては、入居者の方々はいろんな所得の方法があるかと思えます。まず、給与所得の方には住民税証明書、それから年金とか恩給を受けている方では住民税の証明書、それから事業所得のある方は住民税証明書で一番ありがたいんですが、また給与所得の方々には給与等支払証明書もしくは課税証明書、これでも可です。それと年金をお受けになっておられる方は年金通知書または年金改定通知書、これでも結構です。それから、事業所得の方は確定申告書の控えまたは所得の収支明細書等をいただいて、これによりまして計算さしていただくということになります。

そういうことでよろしく願いいたします。

〔小山広明君「現在の住宅」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 手を挙げておっしゃってください。小山君。

3番（小山広明君） 答弁漏れなんて言ったんですが、現在の市営住宅の運用状況、この問題と触れる中でね。だから、現在は収入が多くなれば入れないという、現在の法でいえばですね。そのことがどのように実際運用されたのか。ふえたからといって出ていただくというのはなかなか大変なところもあって、しかし法律上、条例上はそうせんといかんという1つの問題がありますね。今後こういう条例改正されていきますと、構造的には同じ構造になると思うんですが、今も言うように上限がないということで、家賃との関係で必ずしも出る必要はないかもわからないんですが、そういう入居時の基準と、やはり入ってる間に変化したことに対してきちっとした管理ができるのかなと、それは現在どうしとるかについて判断したいと思うので、現在のそういう家賃と入居資格と収入の関係の管理をどうしとるのか。しとる中でやっぱりいろいろ御苦労もあると思えますから、正直にきちっと言っていただいて、我々はそれを判断していきたいと、そう思います。

議長（林 治君） 若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） 現在の住宅の運用でございますが、いわゆ

る旧法による限度額家賃ということになれば、収入に応じてじゃなくて、一定の家賃というのがもう決まっております。収入が一定額をオーバーした場合には、本来超過負担分をいただくということが原則となっておりますが、今のところ私どもの住宅の方ではそれはいただいております。今後この新法によります骨子により、また条例によりましては、議員御存じのように明け渡し請求ができることもうたわれております。

この明け渡し請求につきましては、高額所得者というある一定の期間と金額が経過した場合にすることができるということになっておるわけなんです。同住宅の請求実施については、その当該の所得者、世帯の状態を単に所得だけで判断させていただくのも非常に難しい面もあるかと思えます。その収入に応じて、収入も本来生き物のようなものですので、やはりある程度の推移等も検討させていただかないと、いきなりこれはもうこれを経過したから逆に明け渡し請求ですよというようなことにはならないとは思っています。これも他市の条例の関係等でも、いろいろ情報も我々仕入れてるわけなんです。ある大きな府内の市ですが、ここも実際難しいんじゃないかという議論も醸されております。我々自身もこの運用についてはやはりある程度慎重に対処していくべきではないかということで、また近隣市町村、いろんな状況等も見据えたいとは考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） もう1つわからないんですがね、現在やっとなる状況が。だから市営住宅、低所得者の方になると、若い方とか年齢がいかれてお仕事がなくなった方とか、民間の家賃ではなかなか生活しづらい方ということがあつて、そこに入つていただければそこでお仕事をして自分の家を持つようにしていくという、市営住宅がこの1つの通過点としての役目も私はあると思うんですね。

そういう点では現在の運用がそういうようなことになつてくるのかどうかというのは重要だと思うので、今後市長も市営住宅の建設は必要だということ認めて、一定それを進めていくという1つの方針も述べられたわけなんです。今後市営住宅がその目的とするものをちゃんと機能を果たしていくということが大事だと思うんですが、現在の市営住宅の運用がそういう精神に照らしてきちつと運用されておるのかどうか。

改良住宅というのは、いわゆる同和向け住宅というものではないかと思うんですが、そうではないんですか。じゃ、別に宮本住宅とか前畑の市営住宅ではなしに、ほかの住宅も入っとるわけですか。ちょっとその辺の意味がわからなかったんですが。

そうすると、そういうものも含めてやっぱり目的を持ってやっとなるわけですから、ある程度出入りがあるということで、新しい人もそこにまた入っていくということがなされなければならないと私は思うんですが、そういう点で現在の市営住宅の運用について実態を御説明なり、行政はどう考えているのかをちゃんと説明をしてもらいたい。

もう1つは、通達があるまでは公営住宅というんか、公に建てた住宅については一定払い下げをしないとということで、現実には泉南市は払い下げを行ってもきておりますね。3団地については20年近く行政は払い下げをするということを前提に進めて、政策だと言われて、政策かなと思うんですが、市長が変わったら一転して払い下げをせずに建てかえをするということで、泉南市の中では大変大きな問題になって、そういう内容を知れば知るほどやはり住民の払い下げをしてほしいという言い分の方が正しいんじゃないかというものが私は広がっていく性格だろうと思いますが、そういう点で市営住宅を一般的にこれから建てていく場合に、現在の困難性を踏まえて今後の運用に当たらないといけないと思うんですが、市長、家賃をずっと建設以来一度も上げなかったという問題も含めて、市営住宅の管理の難しさというのをどういうふうに考えておられるか。でないとなかなか市民の理解が得られないと思うので、今回の公営住宅の改正によっても、そういうところをきちっと問題点として把握し、そのことが改善される運用のあり方でないと、同じ轍を踏んでいくんじゃないかなと思うんですが。

市長、市が市営住宅を建てて管理をしていくということに、どういう問題点が一体あるんでしょうか。私はやっぱり何か問題点があると思うんですね、やれない。単に行政がやる気がなくてやらなかったというだけではない問題があると思うので、今後市長も市営住宅を基本的には建てていくという姿勢ですから、こういうことも踏まえて、現在の運用・管理の面も踏まえて、どういうふうにしたら市民に喜んでいただける市営住宅が運用できるのかということは、どう考えておるんですかね。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 本市の市営住宅については、建設当時から一度も家賃を値上げしておらなかったわけでございます。本来は市営住宅のあり方というのは、やはりその入居者からいただく家賃あるいは共益費によって、その維持管理、運営が賄われるというのが1つの原則だというふうに思っております。

ただ、実態としましては、特に本市の場合は家賃がずっとそのまま今日まで至っておるという中で、歳入的にはごくわずかであるわけですね。ただし一方、維持管理費というのは、やはり年間にしますと相当な歳出になっておまして、一般的に言えば住宅ということにとらえれば、要するに入居者のためにと言うたらまた語弊がありますが、入居者の方々に対して、入っておられない一般の税も投入されてきてるのも事実でございます。したがって、本来はやはり適正な家賃というものをいただいて、それをうまく、あるいは補助なり何なりをいただく中で活用して、そして適正な維持管理をしていくのが一番いいというふうに思っております。

それともう1つ、当初は一戸建てというのが当時の主流であったのかもわかりませんが、現時点ではやはり立体的に戸数をふやさないとなかなか地価が高いですし、また戸数を多く供給できないという問題がありますので、最近では皆中層なり高層なりという方向に変わってきております。したがって、今後建設される公営住宅にあっては、方向としてはそういう方向になるというふうに考えております。今回の家賃制度のあり方も、そういうことを1つのベースに考えて改正をされていってるということでございます。したがって、その時代時代に合った公営住宅のあり方によって法も変わり、また運用も変わってくるというふうに思っております。

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） 余り私が求める答えにはなっておらないように僕は思うんですがね。当初は一戸建てであったけども、今は多く供給するというのもあって、今のような5階建てとか、もっと言えば高い建物になってきておりますね。これは都市に人口が集中してきたということもありましょうし、土地が足りないということもありましょうから、そういうことはわかるんですが、私は、市が市営住宅をやる場合の管理の難しさというのが、今の運用の中ではあると思うんですね。

これは、家賃は至って簡単に上げるシステムになっとなるんですね。議会の承認要らないわけですよ。市長が簡単に上げれるようになってるにもかかわらず、あなただけではなしに、平島さんにしてもほかの市長さんにしても上げてこなかったわけですよ。それは単にその人がちゃんと、今も市長が言うように、収入と維持管理のバランス、基本的には収入でやるべきだという基本はわかっておりながら、それがやれなかったというのは何か市営住宅をやることにおいて今の状況、今の考え方では、ちゃんと管理が難しいんじゃないかな。維持管理も含めてそうですわ。市営住宅へ行ったら古い市営住宅、ほんとにこれが市が責任を持った家主の建物かなという状態ですよ。

だからそういうことを含めて、市がこれからも積極的に市営住宅を建てていく場合に、現在の困難な具体的なものがあるでしょう。そのことを披瀝をして、次にやるときにはこういう点を改良してやらないと、ちゃんとした税金を投入した事業としては効果が上がらないんじゃないかなということ、市長として考えがあると思うんですね、現在の状況を踏まえて。そこをちょっとお聞きしたいんですよ。

でないと、また同じように建てて維持管理もしない、ほっとく。家賃かて上げずにほっとく。それで、こういう外側の住宅、国の法律が変わったから、四十何年ぶりぐらいに上げるわけでしょう。それは混乱が起きますよ。これは1,500円が2,000円になっても3,000円になっても、入ってる人はそんなに問題にしないと思いますよ。むしろあなた方がずっとほってきたことが、入ってる方にある意味の肩身の狭さを僕は味わわしとると思いますよ。一挙に今度今のレベルに上げましょうかと。これ、来年4月から一挙に今のレベルに上がるわけでしょう。

「1ぶい」という「ぶい」というのはどういう字を書くのか知りませんが、今示したのが一番下のランクよりまだ低いんだと。そしたら来年4月になったら、いわゆる高い人になったら世間並みというのはおかしいけど、民間並みになるという説明あったわね。そしたらその建物の状況がどうであろうと、別にそこの収入によってゴンと上がるわけでしょう。それはやっぱり混乱が起きますよね。また、それはできないですわ、実際にそんなことはなかなか。

そういうことを指摘して、今後の市営住宅の条例を変えるに当たって、

市長は市営住宅に対してどういう運用のあり方がいいのかという考えを聞きたいと思うんですが、お答えがなかったんで、ないのかなと解釈したんですが、そうでもないですか。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 家賃に限らず使用料にしてもそうなんですが、やはりその時々、適正な価格、値段で徴収をさしていただくというのが筋であるというふうに思います。

ただ、もう済んだこととございますけども、この家賃も本来ですと例えば3年に1回なり5年に1回なり見直して、そのとき見直してその水準でよければそれは据え置きでもいいというふうには思うんですが、そういうことが現実の問題として長い間なされてこなかったということが1つあると思います。それが今回——我々がやってるのはその法改正とはちょっとまた別の段階でやってるわけですけども、法改正というのは後でそういうふうになってきたわけなんです、ですからそれはやはり受益と負担という考え方のもと、きちっとこれからもやっていきたいとします。

そのかわり我々の方も当然適正に管理していく義務というのがあるわけでありまして、特に木造の場合はお互いに管理の部分もあるいは家賃の部分も、その辺の適正化ということについて、長い間行われていなかったというのも事実かというふうに思いますが、これからはやはりきちっといただくものはいただき、そして管理はきちっとするというのをやっぱりシステム化していかなければいけないと。

今回、法改正でそれが今度は逆に、我々の行政体の許容範囲というのが非常に狭められました。数字を入れますと家賃が計算上出てくると、そういうことにほとんどなっておりますが、その裁量権の範囲というのは非常に狭められておりますが、それはそれとして、そのいただく家賃によって適正に管理をしていくということになります。そのかわり年数がたちますと逆に低下してくる部分もありますから、それは経年変化によってその家賃の中に、逆にマイナスの方向に反映されるようにもなっておりますから、今後はそういう形でお互いに適正に管理、使用をしていくということに努めたいとします。

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） 今回の法改正によって、毎年度市長に対して収入の申

告をしなければならないということで、かなりその辺は行政も毎年、そういう家賃についてとか、住宅についての関心を持たざるを得ないということで、この点は今までと違うところかなと思いますけども、やはり一番市民に近い行政が、選挙もいろいろあって上げるということについてはやりにくいと。単に市長さんが業務的に批判されるような部分だけではなしに、やっぱり近いところの人が家主になってやるというのは、なかなか値上げするのは言にくいということは、正直あると思いますよ。だから府営住宅なんか遠いからね。しかも、府営住宅は直接じゃなしに第三者に委託をしてやっておる面で、ある意味で入居者にとってはきつい。

だけど、長い目で見れば一挙にどんと矛盾が出ないわけですから、そういうようなのは嫌なことも言っていけない部分もあるから、そういう府の運営のあり方も繰って、ほかの行政等も考えて、管理についてはもうちょっと機械的にやれることも多少は入れていかなとなかなかやりにくい面もあるので、そういう方法論もほかの市町村でも広域的に、こういう公営住宅はもう少しブロック的にして、管理はどこかにきちっとやってもらう。そのかわりすることもするという、そういうことも私は必要なんじゃないかなと思いますよ。今後同じやり方をやっても、選挙のときにお願いしますと言って、家賃を上げますというのもなかなか言にくい面が私はあったんではないかなと思います。

それから、泉南市の場合には、あなた方はそれは認めませんけども、やはり平島さんの前の市長については払い下げを、もう決まってるんだから、行政で決定しとるんだから、家賃についてはもちろん値上げしません、維持管理もしてくださいと言って、ほとんど維持管理もその時代はしてなかったと思うので、そういうことが逆に、あなたが特定な人だけ特別にすることはできないと言ったように、そちらの払い下げの対象になった住宅を値上げしないのに、そうでないところを上げるのはやっぱりよりやりにくいんじゃないかなということで、私は据え置かれてきたんではないかな。

だから、1つ行政が決定をした行為を速やかに実行していかないと、いろんなところに波及効果を持ってきて、結果的には市民に迷惑をかけることの1つの事例ではないかなということで、やはりもう一度原点に帰って問題の処理を早くするという、そういうこともこの問題の教訓ではないかなと思うので、よろしくお願いをしたいと思います。

意見にしときます。

議長（林 治君） ほかに。———真砂君。

12番（真砂 満君） 一般質問の方でも若干述べさせていただきましたけれども、時間もなかったので、改めて議案の方で質疑をさせていただきますというふうに思います。

管理条例の方は平成3年4月1日以来の全面改定でありますから、今までの制度と大きく変わっているというのは、今までの説明の中でよくわかることなんです、今改正のポイントの中でいろいろおっしゃられています。確かにそのおっしゃられていることはよく理解をするわけなんです、ただ建築してから数十年間家賃改定がなされてこなかった。そのことが現在の家賃と改正される家賃とではかなりの差が出てくるというか、大きな差が出てくるわけです。

そういった意味では、改正のポイントの中でも幾つか述べられています。大きくは4点述べられているわけなんですけれども、家賃だけを考えますと大幅な値上げにならざるを得ない。これはどう否定しようが、事実であるというふうに思います。もともとのベースが低いですから倍率だけで申すのはどうかと思いますけれども、数十倍、場合によると、収入のあれによって違いますけれども、何十倍という形になってくる。そういった意味では非常な制度改悪だというふうに思います。

その中で、家賃の決定をするにしても、先ほど市長の方からも述べられていますように、事業主体として裁量権が大幅に狭められております。先ほど若野課長の方からも説明がありましたように、計算式の中でも利便性係数、これは0.7から1.0、この3ポイントだけありますから、その幅でしかどうしようもない。市が独自の色を出すにしてもその部分でしかない。国から言われた係数をそのまま当てはめるだけだということになりますから、泉南市の住宅であって泉南市の住宅でないような形になってくるんではなかろうかなというふうに考えているところでございます。

それと、高齢者や障害者の入居資格者が緩和され、より入居しやすくなっているというふうになっております。確かにこれを読む限りではそうあります。ただ、現在の住宅、これの戸数と空き家はどうなってるんだということが大事だというふうに思うんです。今まで入居希望者というのが非常に多くあります。私とこにもどないかなれへんのかという相談もたくさ

んあって、どうしようもないので、一丘へとか、あとまた民間へあっせんしたりとかいうようなことが日常的に多発してるわけなんですけども、現在の空き家状況は一体どうなってるのか、お聞きをしたい。

それとあわせて、これも数年になると思います。入居者の資格の問題ですね。この辺についてもいろいろ調査なされてますから、もうそろそろ把握は十二分にできてるだろうというふうに思います。非常な御苦勞をされてるということは、日常的にお話を聞きながらよく理解をしていますが、一定の数も含めてこれはもうできてるだろうというふうに思いますから、的確な入居、的確な家賃というのであれば、的確な空き家の把握も含めて今御報告をいただかないと、条例ではそうなったということになっても現実はいっことも変わってない。要は家賃だけ上がってしまっただけで入居はそのままやということにならざるを得んのと違うのかなというふうに思います。

質問回数が決まっていますので、ずっと言わしていただきますけれども、あと社会福祉事業に公営住宅が活用できる、これは非常にいいことだと思いますし、私も以前にグループ訪問を含めて公営住宅を利用するように、また新たな府営住宅についても市として要望するようにお願いをしました。そういった関係上これはいいことだと思いますけれども、現実に今の住宅の中でそのことが可能なのか。また、健康福祉部とか、そういった福祉関係との連携ですね。住宅としてそういう関係の連携がどのように日常的にできてるのかどうか、その辺についてお聞きをしたいと思います。

それと、あと家賃の関係で収入の的確な把握という部分なんですけども、今住宅管理係、総数で何名かわかりませんが、建築の部分も兼ねてやられていますから、係としては非常に少人数で日々頑張っただけでやっていただいていると思うんですけども、これが新たに収入基準を的確に把握をせないかんという点では、今の人数ではとてもじゃないけども、できないというふうに思いますし、私は、課税とかそういった住民の移動の問題もありますから、当然電算化も含めた形でしていかないと的確な把握といいますか、そういったことができないというふうに思いますけれども、この4月から導入されるわけなんですけども、そのあたりの的確な把握のためにそういったもの、電算化等なんかどういうふうに考えられてるのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それと、あと負担調整の措置ですね。条例の中では3年間というように

ことがあると思いますけれども、この負担調整措置についてどのようにされていくのかもお聞きをしておきたい。

とりあえずその数点、よろしく願います。

議長（林 治君） 若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） お答えさせていただきます。

まず、空き家の状況でございますが、今8軒、これは逆に工事を今あわせてさしていただいておりますので、ちょっと政策的な意味合いをちょっと持たさしてもらっております。なぜかといいますと、入居されてる方で、工事の音とかいろんな問題で体に変調を起こされた場合に、緊急避難的に部屋を変わっていただくという場合が、過去の経験でもそういう状況がありましたんで、一応これは今しばらくちょっと持たさしていただきたいと思っております。

それと、適正入居の問題でございますが、議員御指摘のように我々はかなり前から適正化に向けて鋭意努力してまいっております。もう十分時間があつたから全部できたやろうという御指摘もあろうかと思うんですが、なかなか難しい問題もたくさんございます。実際今20軒ぐらい整理さしていただきました。中には返還の交渉中の住宅もあります。これも何度も申し上げますが、やっぱり足を運んで何とか適正化に努めてまいりたいという方針で、これからも努力してまいりたいと考えております。

それと、社会福祉事業の関係ですが、健康福祉部さんとの調整はどうなってるかとかいろいろ御指摘あろうかと思えます。今のところ我々手持ちの住宅で、議員が言われるグループホームですか、面積的にも非常に難しいところもたくさんあります。ある上に、第一空き家自身も一般向けもありませんし、そういうような状況下でというジレンマもあるわけなんです。

今回の法の改正は、特に重点的に置いてますのは、建てたときにそういう配慮は十分した上で建てなさいよという意味合いも十分ありますので、その辺は今後の課題として認識していきたいと思っております。実際そういう状況下であれば、やはり健康福祉部さんともこれは密に調整をさしていただいて、我々自身も課のモットーとしておりますのは、与えていく住宅じゃなくて求められる住宅を提供していきたいという気持ちを持っておりますので、その辺は十分配慮させていただきたいと思っております。

それと、収入申告の場合には人的にどうかというのは、先生もいいとこ

を突いていただいておりますが、非常にしんどいんです。ほんとに。それと電算化の問題も、先生御指摘いただいておりますように、ことしから、つい最近リースをさしていただきました。ただし、電算も非常にややこしい、難しい計算が待ち受けておりまして、なかなかそれをランさすところまで、まだ現状四苦八苦してるところでございます。その辺も今後また人事当局さんにもくれぐれもお願いしたいと思っております。

それと負担調整、制度移行によりますいわゆる傾斜家賃的な考え方でございますが、これは一般向け住宅では3年間置いて4年目に本来家賃に持っていくという法の規定があります。1年目には0.25、それから2年目に0.5、3年目に0.75、4年目で1になるということで、そういう法的措置がなされております。地域改善向けの住宅につきましては、これは通達によりまして7年をかけて8年目で本来家賃に持っていくということで、これは通達で減免措置として位置づけをされております。

以上でございます。

議長（林 治君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 自分自身もたくさん言ったんで頭の中が混乱して、それで答えがすべてだったのかよくわからないんですけども、負担調整措置についても倍率等がもう既に決められてるんですね。ですから、そのあたりも市独自でどうするこうするということが一定できないのかという点をまずお聞きをしておきたいというふうに思います。

それと、条例と施行規則の中で、市営住宅監理員及び市営住宅管理人という言葉が出てまいります。これについてどうなのでしょう。監理員というのは今現在おられる方のことを指すのか、新たなものを指すのか、そのあたりちょっと御説明をいただきたいというふうに思います。

それと、若干ずれるのかもわかりませんが、この9月から暫定家賃という形で、安いところが3,000円、高いところで2万3,000円という暫定家賃で徴収をされるということでもありますけれども、私はこれも一般質問で言わしていただきましたけど、新公営住宅法がこの4月1日から実施をされる。改良された住宅も確かにあるのも事実ですから、改良したところは上げていくという姿勢はよくわかるんですけども、なぜこの時期、あと半年後に控えてこの9月にやるのか、どうしても私自身には理解ができません。従前からいろいろ説明会の中でも意見として出てたと思います

から、市長みずから一定の非常にかたい決心の中でやられるということですから、私はそれはそれで、そういった決意がなければなかなかできないということも理解しますけれども、どうしてなのかなと、えらい貧乏くじ引いてますなというふうにしかなら思えません。

払い下げの話の中でもいろいろ出てました。3住宅については払い下げをするから家賃については上げないんだというような話がありましたけども、確かにそういう話も現実としてあったんでしょう。ただ、当時それならほかの住宅はなぜ上げてなかったのかなと、それも非常に矛盾に感じます。

そういった意味でいろんな問題を今の向井市長初め原課の職員の人たちがすべておっかぶっているということについては、非常に御苦労されているなというふうに思うんですけども、どうしてもこの9月に家賃を上げなければいけないという確固たるものというのが私自身には非常に理解ができないので、再度お聞きをしときたいというふうに思います。

それともう1点、前畑A棟の問題の家賃なんですけども、新しい住宅ですから、いろんな計算例でいきますと家賃が高くなる。この計算例でいきますから当然なんですね。経年、経過年数がかかわってきますから当然なってくるんですけども、高齢者、障害者向けの住宅が一般の住宅より家賃が当然のように高くなっていく。ほんとにこのことでいいのかなあと。

特に同和向け住宅の中での話ですと、高齢者、障害者、今同和向け住宅の中で住まわれてる方が、できたらそっちの設備的にいいところの老人向け住宅に移行していただくというのが一番理想的だというふうに思うんですけども、これはどうなんでしょうね。今住んでるところより狭くなる、家賃がかなり高くなる場所に、進んでそういった移行ができるんでしょうか。私は思い切って、その辺については市独自の家賃体制というものをつくるべきだというふうに思います。でないと今の入居状況を見てもなかなかあの家賃で、年齢の制限もありますから、そういった中では入居がしづらい。行きたいんですけども、あれだけ家賃が高かったら行かれへんというのが切実な声であります。その辺についての配慮がないのかどうか、お聞きをしときたいと思います。

議長（林 治君） 若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） それでは、負担調整の市独自性についてち

よっと説明させてください。

まず、制度移行による調整率は、法の規定で一般向けは率が決まっております、先ほど申し上げましたように0.25、0.5、0.75という数字が。それと地域改善住宅向けの調整は、7年をもって8年目に本来家賃にのりささいということで、その率の定めはございません。これは市町村の独自性で可能でございます。

それと、監理員と管理人の違いでございますが、まず、今我々の住宅係の方でも、いわゆる管理人は嘱託職員で置いております。監理員、これは平均的には市の住宅担当の管理職が一応兼務するような状況だと我々自身は把握してるわけなんです、それを置く必要があるということで、今回それをうたわしていただいております。監理員の手助けというんですか、アシストするのが管理人の位置づけと考えております。

それから、何回も議論いただいていることなんで非常に申しわけないんですが、今になって家賃という議論なんです、6カ月、目の前にもう控えてるわけなんです、これは何回も申し上げてますように、我々自身もこれはもう二、三年前から準備はさしていただいていたわけなんです。その計算式もつくって、もう目の前で皆さん方にお見せできるというような状況下で、この法の改正の情報が入ってきました。ですから、それまで計算してた分が全部パーになってしまったわけなんです。

その法の考え方が見えない限り幾ら家賃改正をしようとしても、これはまた新法による、今度10年4月1日から実施されるその方向づけが見えなかったら、家賃計算がかなり乱暴な計算になるということで、その辺の状況を見据えてたわけなんです。平成8年の5月何がしに法は公布されましたが、まだそれによる係数がなかなか我々の手元に届かなかったためにその計算が全然できない状態で、いたずらに時間を経過して、議会でもおしかりを受けた場合もございました。ようやくそれなりの係数が見えてきましたし、その係数に基づいて計算さしていただいております。結果的にはあと6カ月の範囲ということにはなっておりますが、この辺時期的にそういういろんな状況がリンクしてこういう状態が起こったということだけは、御理解賜りたいと思います。

それと、A棟の家賃の問題ですが、これは議員御存じのように、今まで

の限度額家賃の範囲で定めをさしていただければ、市の独自性は十分出せたとは思いますが、まだ逆に。ただし、それを出せたとしても、10年4月1日からはばちと次の法による係数が参ってくるわけなんです。我々も、老人向け住宅ということも位置づけさしていただいておりますので、できる限り安い家賃、それから共益費におきまして、エレベーターがついてますが、これも極力安い経費ということで設定をさしていただいております。今2次募集をかけておりますが、2次募集にやはり我々自身も淡い期待を持っておりますので、今しばらくまた御検討いただきたいと思います。

議長（林 治君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 3回目ですので、最後にしておきたいと思えます。

最後の老人向け住宅なんですけども、やはり基本的に今の計算例等を別に考えるとどうしてもそういうふうになるし、それだけの幅しかないですから動かされないというのはわかるんです。ほんとにそれでいいのかなあという思いなんです。ですから、市営住宅であって市営住宅でないやないかと、ほんとにこれでいいのかなと。やっぱり事業主体がもっと裁量権の幅を持てるような形でないと、何のための住宅なのかなと。それやったらいっそ国で泉南市に住宅建ててくれと言った方がいいんじゃないのかなと、結果では一緒ですから。利便係数なんてその町での係数ですからね、そうなるんと違うかなというふうに思えます。ですから、これからの住宅の建て方も、市営住宅じゃなくて、国へ陳情に行って国営住宅を建てていただくというふうな活動をした方がかえっていいのかなというふうな思いがあります。

それと、幅が0.7から1までありますから、この幅を市長の裁量の中でできると思えますから、当然0.7という形でしていただきたいし、その意向があるのかどうか、聞いときたいというふうに思えます。

それと、暫定家賃、今いろいろ説明していただきました。確かにそうでしょう。ですから、その辺については数十年間上げてないから非常に御苦労されてると思えます。だけど、あと半年やないかと、何でやねんというふうに、頭でわかるんですけど、感情的には理解できない。どうしたらいいのかなという思いです。これは入居者は当然だと思えます。改良された方とされてない方の思いの違いというのも非常にあるというふうに思いま

す。それは説明会の中でも十分住民さんの声としてお聞きをいただいているということだと思いますので、今さら変わらないだろうなあというふうに思いますけども、意見だけ言わしといていただきたいと思います。

それとあと、一般住宅の関係で説明会に来られてない。理解がどれだけできてるのかなど、そのあたりについてどうなんでしょう。事業主体の方が家賃を改定をする。それは物価であるとか近傍住宅の格差とかいろいろありますから、当然何年間に一度改定をしていくというのが従来でした。これからは一定の基準、計算例がありますから、そういったこともなくなるでしょうけども、入居者の理解といいますか、そのあたり、説明会にも3住宅で1名しか来られていない。あとビラで書かれた、出されたということですけども、その辺周知徹底という部分で、そういったやり方でほんとにいいのかどうか、混乱がないのかどうか。あとの部分の混乱の心配をするわけなんですけども、そのあたりについてはどういうふうにお考えなのか。通常の行政と対市民としてそういう状況でいいのかどうか、考え方を述べていただきたいと思います。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 1点目の利便性係数でございますが、御指摘のように当該住宅の設備等、あるいは周辺地域状況等から事業主体が設定する数値で、0.7から1.0という範囲を定められております。したがって、今後新住法に移った家賃体系の中で、唯一裁量権的にできるとすればここだというふうに思っております。したがって、できるだけ入居者の立場に立ったような設定をしていきたいと基本的に考えております。

今後、例えばの話ですけど、駅の前にできたとか、そういう場合ですと、また考え方も当然差があってしかるべきだというふうに思いますが、現状から照らして、できるだけ低い数値になるように考えていきたいなというふうに思っております。

議長（林 治君） 若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） 家賃の説明会の件ですが、我々自身も事前に家賃の改定金額を入れさしていただいて、各該当住宅に配付させていただきました。説明会は今回、始まって以来の家賃改定ですので、本来住宅家賃というのは説明会もなくともいいようになっているわけなんです。近隣の市町を見れば、家賃の納付書の通知の額等ビラで事が終わっていることが

たくさんあるわけなんです。ですけど、うちの方は初めてのことで、やはりこれは御理解を賜るべく説明会をさしてもらわないといけないということで、説明会の日程もとらしていただいて計5回——たしか5回だったと思いますが、5カ所でやらさしてもらっております。

実際、議員御指摘のように、あるところではお1人しかお見えにならなかったというので、我々自身も非常に残念な思いをしてるわけなんです。決して一方的に上げさしていただくとか、そういうものじゃなくて、初めてのことで、この旨だけはしっかり御理解賜りたいという熱を持って説明会に臨んだつもりでしたが、非常に残念な思いをしています。

今回も納付書等の問題もありますので、また家賃改定のお願いとPRに向けてのピラを各戸に送付もさしていただきました。そういうことでどうぞ御理解お願いいたします。

議長（林 治君） ほかに質問ありませんか。——井原君。

1番（井原正太郎君） 私の方から1点だけ。今先輩議員のやりとりを聞いておまして、ある意味の脱力感を感じたんですけども、市長も答弁の中で裁量権が非常に小さくなった、狭められたというふうな言葉もあったんですけども、先ほど質疑の中で、やっぱり市営住宅というのは目的があつての市営住宅でなかったらいかんよというふうな話がありました。確かに今回の法改正によってほんとに魅力のないものになってしまうなど。ある意味じゃ900円、1,050円、1,500円という市営住宅は、非常に魅力的な市営住宅であるなど。反面これをしっかり運営し管理しておれば、目的があつてきちっと管理しておれば、若い世帯がほんとに大変な時代、大変なときにフォローしていただく、あるいはまた御老人御夫妻が窮地に陥ったときに、きちっとした目的の管理のもとで市営住宅が後ろであることによって非常に安心して生活できるというふうな利点があるんですけども、この法改正によって、先ほども話がありましたように全く魅力のないものになってしまうというふうに感じてならぬのであります。

こんなことを考えるときに、世間で今よく言われておりますけども、墓の問題のときもそうだったんですけども、やっぱり地方分権が大事になってくるな、その市の独自性が非常に大事になってくるなということを僕つくづく感じるんですけども、そこら辺を視野に置いたときに、今後担当部署としてどのような働きかけをしていくんか。また、市長にあられてはや

っぱり僕は地方分権というのはさらに大事になってくるなというふうな気もするんですけども、その辺の抱負なり考え方を聞かしていただきたいと思います。

議長（林 治君） 若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） まず、法の改正でメリット、デメリットの問題で、結構今回デメリットがすごい目立つような位置づけもあるわけなんですけど、逆にメリットという点で若干説明させていただきます。

今回の法改正につきましては、やはり入居者の方々にはきめ細かい家賃が今度適用になるということですね。それはなぜかということ、収入の8分位によって、今まででしたら適格入居者の方でも、下から上まで関係なしに一定の家賃でした。今回の法の改正によりまして、まず入居者世帯の家計に家賃を負担する負担率というのが一定化されてきます。例えば15%から18%ぐらいの負担率ということになろうかと思います。だから、極端な話ですが、100万の方でも13%、13万円ですか——年間ですよ。200万であれば26万。ですからその世帯にかける負担率というのは、公平になってきたわけなんですね。今までの家賃というのは、皆さんに平等でした。ですけど、今回平等の上に公平さに乗っけて家賃を細分化していくということが、今回のかなり大きな変化だと思います。

それと、収入に応じて、逆に言えば今まで家賃が一回改定されたら次の改定まで変わりません。だけど、今回は入居者の方々に、不幸にして事故とかそういうことで収入が減った場合は、当然それによって家賃も下がります。ですから、家賃も生き物になってくるわけなんですね。ですから、絶えず家計に対しては負担を一定化していくということを細かくうたわれております。デメはもう皆さん方先ほどから御指摘いただいておりますので、省かしてもらいます。

以上でございます。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 地方分権との関係でございますが、今回の改正で特に家賃という問題についてかなり窮屈なというか、我々から見ますと窮屈な部分まで非常に国の方で決めてきたという印象は持っております。ですから、今後こういう地域性といいますか、独自性というのはなかなか出しにくい状況にはなっております。果たしてこういうのが全国的に——これは

都市開発についてもそうなのですが、どこを切っても金太郎あめとよく言われますが、そういうようなことというのは必ずしも好ましくはないというふうに思っております。したがって、今後ともやはり分権の中で地方がいろんな権限を委譲、獲得しながら独自性を出していくというのが非常に大切だというふうに思っております。

ただ、なかなか一挙にそれだけの体制あるいはノウハウ、あるいは人材を含めて——財源も含めてなんですが、整わないものですから、これはやはり一つ一つ徐々に受け入れをしていくという方向にならざるを得ないというふうに思いますが、今後とも地方分権について努力をしていきたいと思っております。

議長（林 治君） 井原君。

1 番（井原正太郎君） 最後、意見だけにしておきますけども、若野課長が御答弁いただいたんですけども、余り僕は利点とは思わんですけども、僕の言いたかったことは、泉南市は住みよいよと。市営住宅が、ちょっと古いけども、安くて、若い夫婦なんかには期間を設けてほんとにゆっくりしてもらえると、そこで力をつけていただけるよと。あるいはまた年いった方には、泉南市はええよ、住みやすいよ、あそこへ行ったらしっかりしたそういう住宅面の保護があるでというふうな独自性がほんとに今欠けたと。裁量面が少なくなったというふうなことで、そういうふうな意味を言いたかったんですよ。

だから今後とも、今市長も御答弁いただきましたけども、地方分権という難しいテーマもあると思うんですけども、今感じるのは、やっぱり管理面でしっかりしていかなといかなということをつくづく感じておりますので、大変だと思うんですけども、さらに頑張ってもらいたいなと思っております。

以上であります。

議長（林 治君） ほかに。——成田君。

5 番（成田政彦君） 2 人の方が大体出されましたので、今度公営住宅法の一番基本的に、先ほど若野課長が言ったんですけど、収入に応じて家賃が変わるといこと、それはそうなのですが、しかし 1 つ今度の公営住宅の改悪というのは、年収が今まで 33% というのが 25% の部分になったといこと、より入れなくなってきたというのが特徴なんです。だから 4

人の合算収入、例えばお父さんが250万、お母さんが200万、子供が150万、これで500万になるんで、500万になったらもう既に府営住宅、市営住宅からは出ていかねばならないという、こういう厳しい内容に今度はなっていると。これが1つの特徴ではないかと思うんです。

もう1つは、この条例にあるんですけど、家賃の設定ですわね。ここに書いてあるんですけど、この家賃の設定というのが、私どもが入っとる公団と同じように近傍同種家賃、これがなかなかのくせ者であって、これは一体どのように決められるかということ、わかりやすく言ったら民間家賃、公営住宅も市場、今の一般の民間の家賃にスライドして決めますと、こういうことが今度の家賃の一番の特徴ですわね。

だから、収入に応じて家賃もスライド制に上がっていくということですから、今までのような一律な家賃は今後あり得ないということになりますと、もう550万の合算になった人はすぐ出ていかねばならないと。500万、いわゆる25%ですな、そこまで来た人は500万超したら出ていかねばならないということがあつて、それから民間市場家賃で、市場の値段となりますとこれは際限なく上がっていくという、こういう家賃制度になっていくという危険性が非常にあつて。

もう1つは、先ほど言ったんですけど、民間の住宅を借り上げて、それを公営住宅としてできるということも言われたんですけど、しかし例えば民間の住宅を借り上げるとしても、泉南市が例えば20年間民間のマンションを借り上げたとする、そこに入った人は30年間入りたいとしても20年間しか入れないと。ということは、民間の方は高い家賃で市に借り上げてほしいけど、住む人にとつたら20年で追い出されるという不安が必ず出てくると。それから、民間の家賃というのは、はっきり言って公営住宅と違ひまして利潤追求ですわな。やっぱりもうけがありますから、必ずしも民間の住宅を借り上げたからといって安く上がるということは僕はないと思うんです。

そういう点で、今度の公営住宅の家賃もそうだし、住宅建設そのものも基本的には公団と同じなんですけど、政府は、大阪府もそうなんですけど、公営住宅から政策的には引き揚げると、民間に任せると、これが基本的な方向だと思うんです。そうなると、私どもが入ってる公団住宅も、これは切りがなくて天がないんですから、ますます一方的に民間家賃レベルに上

がっていくというふうに僕はなると思うんです。それに今度の市営住宅も合わせていこうということですから、これは公営住宅に住む人にとってはますます住宅に住まなくなると、私はそう思うんです。先ほど言われたように、いい面もあるというんですけど、私はいい面があると思いません。その点はどうか。

議長（林 治君） 若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） 議員今お住みなされてる公団ですね。まず一番お考えをお願いしたいのは、住宅都市整備公団法、これは法がありますね。それと公営住宅法というのはおのずから異なります。そして、今言われてますように借り上げ住宅でも、これまた全然違います。我々住宅を施策する側といたしましては、住宅というのはやはりその階層、階層によっていろんな施策メニューが準備されております。いわゆる公営住宅、それから借り上げ特優賃、それから公団、それに住宅金融公庫の融資制度、個々に皆その制度がございます。その中でやはりお互いの特徴は皆お持ちで、その中でフルに独自性を生かしていくのが我々公営住宅、市営住宅だと考えております。今回かなり厳しい制約の中でまだ0.3、いわゆる3割の幅もございます。それもやはり今市長も御答弁さしていただいておりますように、その幅の範囲は十分まだまだこれから検討さしていただけたらと思います。

それと、先ほども言いましたが、入居される各家庭においては、家計に対する負担率というのが一定ですから、これはきめ細かに制定されたとは理解できると思うんです。（成田政彦君「大幅になってるやないか、5万も10万も」と呼ぶ）それは高い人にはやはりそれなりの負担率ということも当然だと思います。それが相互扶助の大原則だと思っております。その辺の中でやはり今回よりきめ細かく、そしてまた収入が極端に減った場合には、また家賃もそれに連動して下げさしていただく。それから住宅が古くなれば、極端な話、1年1年普通の計算でいけば安くなるのは形式で出ます、政令の数値が同じでいってくれば。これもまだ先が見えてませんので、どういう形になるのかわからないんですが、その辺物申せる機会があれば、我々も府を通して、また建設省の方にもやはり要望として出したいとは考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） そうすると、第4分位で510万クラスで大体家賃の設定はどの程度になるのか。

それから、先ほど真砂議員さんも言わたんですけど、いわゆる利便性係数で、泉南市が唯一自主的に決められる0.7から1.0ですわね。この係数によって家賃がかなり違うと思うんです。これは市として0.7に決めたのか、それはどうなんでしょうか。

議長（林 治君） 若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） 具体的に今の現存の市営住宅でどれぐらいの家賃になるかということは、数字を今我々手元に大体試算さしてもらっています。それをちょっと述べさせていただきますと思います。

これはあくまでも家賃算定基礎額が平成9年度の数値を使って今の予想される形です。利便性係数、これはまだ大阪府の利便性係数も、府営住宅の利便性係数もまだ我々には示されておられません。ですから、うちの方も前畑住宅なんかは府営、市営がありますし、その辺の整合性も調整も必要かと思いますが、府の方にも早急に出していただくように、もう2カ月前ぐらいから我々要望はしております。ですけど、やはり可能な限り市の独自性というのは我々自身もお願いしたいと思っておりますので、これは府の方にも強く申し上げたいと思っております。

ちなみに、利便係数0.7、最低の値としまして、宮本団地、前畑団地で改修されていない棟がありますね。一番狭いところですが、これは収入1分位で大体6,600円ぐらいになろうかと思っております。これを利便係数1としましたら9,400円ぐらいになろうかと。ですから、2,800円ぐらいの差が出てきます。これが収入4分位、これは適格入居の上限でございますが、これでいえば宮本団地で大体1万900円、0.7で。1としましたら1万5,600円ぐらいになろうかと思っております。

氏の松、高岸住宅で述べさせていただきましたら、収入分位1、0.7としましたら大体2,700円から3,000円ぐらい、まあ2,700円ぐらいになろうかと思っております。1としましたら3,900円、収入分位4位で氏の松、砂原、高岸で4,500円、それから氏の松、砂原、高岸で1としましたら6,500円、これが本来家賃です。ですから、例えば一般向けでしたらこれを3年間、4年目に本来家賃、この家賃に持っていくということ

す。ですけど、この家賃は毎年係数が変わりますので、そのたびにまた計算もし直さんといけないんですが、改良住宅につきましては7年、8年目にその方に持っていくということです。

以上でございます。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） 今度の公営住宅の改悪の中で、唯一泉南市が自主的に家賃を決められる範囲というのは、この係数の問題なんです。市長、これ0.7と1では3割違いますから、大分の幅がありますわね。聞くところによると、貝塚とか岸和田というのは大体確定しとるということで、泉大津も議会で決められたと聞いとるんですけど、市長はこの利便係数については0.7でいくのか、その点はどうなんですか。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほど課長が答えましたように、府営と隣接しているようなところもありますので、府営の数字をまずお聞きをして参考にしたいとは思っておりますが、先ほどの真砂議員にもお答え申し上げましたように、コンマ7から1の範囲という裁量権の範囲がありますから、できるだけ低い数字で対応をしていきたいと考えているところでございます。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） 府営住宅は恐らく家賃算定基礎額というのは、25%のところで大体6万1,000円と、これは大体天に近く来とるような感じなんですけど、府営住宅と合わせるといってかなり高目に家賃が設定されるんでないかと思うんで、そういうことは府営住宅と同じ家賃に設定していくと、府と協力してと、そういうことじゃなくて、やはり低目に設定したいというのが市長の希望ですか。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 府と一緒にするということではありません。ただ、参考に——その係数の部分ですよ。係数の部分というのは似通ったところにある団地もありますから、それは参考にはさせていただきますが、必ずしも追随をするということではなくて、これは泉南市で決められる範囲ですから、できるだけ低い数字で努力をしたいと思っております。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） 残念ながら0.7という係数についてははっきりと市長

は言われなかったんですけど、私としては、さっき国営住宅じゃないかと言われてるので、市として自主性を発揮される唯一の点であるこの点については、0.7でなるべく負担を与えないようにしてほしいと思います。

最後にお伺いしたいんですけど、今度の公営住宅法の改悪では、いわゆる高額所得者というのは、幾らの収入になったら強制になるんですか。それだけちょっと。

市長（向井通彦君） 若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） いわゆる高額所得者という位置づけでございますが、これは収入分位の一番最高位、8分位が5年間続いた場合です。5年間続いて一番直近の2年間、39万8,000円——これは政令月額ですが——が2年間続いた場合に高額所得者という位置づけができます。

（成田政彦君「年収は幾らですか」と呼ぶ）年収はそこからでは出ません。いろんな計算式、逆算していかんといけませんので、申しわけないですが、それは世帯とかいろんな形が異なりますので、これは所得税法の控除額、いろんな住宅の控除額というのを計算せんといけませんので、それは御勘弁願いたいと思います。

議長（林 治君） 成田君。

5番（成田政彦君） 府の設定によると、780万3,000円以上になれば立ち退きを迫られると。これは1人で収入がなくても、何人も収入があったらだめだと。例えば建てかえで、新しい住宅を建てる時こういう人たちは入れないという、こういう厳しい条件もついているんですわな、今度。だから、そういう点も今度の公営住宅法の改悪は非常に住みにくくなるという状況になっとるんですけど、その点については、建てかえというのは市は今後もうないんですか。その点はどうですか。

〔成田政彦君「ないならないでいい。建てかえありませんと、払い下げしますと」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） 建てかえの場合には戻り入居があります。

それで、高額所得者の方には制限がございます。

以上です。

議長（林 治君） ほかにございませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———成田君。

5 番（成田政彦君） 議案 4 号に対する反対討論を行います。

今、泉南市民の中から安くて良質な市営住宅を建ててほしいという声は一層強くなっています。また、災害に強いまちづくりには公共住宅政策拡充が不可欠です。

しかし、今回の市営住宅管理条例は、昨年通常国会で可決された公営住宅法改悪に根源があります。国が改悪した公住法では、公営住宅は高齢者、障害者などを中心とする救貧住宅として、自治体の直接供給ではなく、民間住宅の借り上げ、買い取りなど間接供給に重点を移し、戸数も減らそうというものであります。公共住宅対策はこれによって次第に撤退し、公営、公団、公社住宅の家賃は、市場家賃を基準に高い民間家賃レベルに合わそうとしています。これでは多くの市民が求める安くて良質な公営住宅に住みたいという願いは踏みにじられます。よって、このような住宅政策がとられることについては、反対するものであります。

議長（林 治君） 小山君。

3 番（小山広明君） それでは、議案第 4 号に反対の立場で討論させていただきます。

泉南市のこれまでの市営住宅の管理が、本当に管理を全くしておらないという状況の中で、またこの公営住宅なり市営住宅は、国民全体の住宅政策と関連をしなければなかなかその役目が果たせないことは、当然であります。そのような問題点の中で市営住宅の管理がきちっとできなかったことが、このように国の権限を強化する法律の制定になったのではないかと思います。そのことを受けての市の全面的な改正でございますけれども、もう 1 つこれまでの問題点をきちっと把握しておらないようにも、今の質疑から見受けられるわけであります。

そういう点で、このような公営住宅、市営住宅というようなものはますます必要性が高まってきておるわけでありましてけれども、それは同時に、国民全体の住宅政策とマッチングしていかなければ政策が上がらず、一度入った人がなかなか現実的には出れないという状況の中で、市も一定の管理ができなかった部分は理解できるわけでありまして、やはり議会としては、法の抜本的な改正、住宅政策というものも 1 つ視野に入れた議論もする必要があるということで、このより後退をしていく、現在の欠陥部分をこの

ような条例の改正によってむしろ市民から見えなくするおそれもありますし、状況的には同じ部屋に入っても家賃が違ふというようなことが生じてくるわけであります。そうすれば、同じような公営住宅に入っておる方が大きな格差になりますし、国民の批判の中ではより収入のある方を入れる状況も客観的には生まれてくるわけであります。そうすると、本当に低価格の家賃が必要だという方を一体どこで受け入れていくのかということも心配でなりません。

そういう点で、この法律は考えれば考えるほど問題だらけでありますし、それに基づく条例の改正には反対せざるを得ません。議員各位の賛同をひとつよろしくお願いを申し上げます。

議長（林 治君） ほかにございませんか。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（林 治君） 起立多数であります。よって議案第4号は、原案のとおり可とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

午後2時37分 休憩

午後4時34分 再開

議長（林 治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第14、議案第5号 平成9年度大阪府泉南市信達六尾財産区会計予算、及び日程第15、議案第6号 平成9年度大阪府泉南市信達金熊寺財産区会計予算の以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案2件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま一括上程されました議案第5号、平成9年度大阪府泉南市信達六尾財産区会計予算、及び議案第6号、平成9年度大阪府泉南市信達金熊寺財産区会計予算について説明を申し上げます。議案書の73ページをお開き願います。

まず最初に、議案第5号、平成9年度大阪府泉南市信達六尾財産区会計

予算について説明を申し上げます。

内容といたしましては、主要地方道泉佐野岩出線道路改良事業に係る道路用地といたしまして、信達六尾及び信達金熊寺共有の信達六尾511の1、信達六尾511の2の一部で、1,258.54平方メートルを府に売却をいたすものでございます。

歳入といたしましては、売却代金1,573万2,000円の2分の1の786万6,000円を財産売払収入として計上をさせていただきました。歳出といたしましては、そのうち2分の1の393万3,000円を一般会計に繰出金とし、また同額を地元公共事業補助金として計上させていただきました。

次に、議案第6号、平成9年度大阪府泉南市信達金熊寺財産区会計予算について説明を申し上げます。議案書の81ページをお開き願います。

内容といたしましては信達六尾、信達金熊寺との共有であるため、歳入歳出とも信達六尾財産区会計と同額として計上させていただきました。

以上、簡単ではございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。よろしく御承認のほどをお願い申し上げます。

議長（林 治君） これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） この大阪府への売却目的をもう少し詳しく御説明をいただきたい。

それから、具体的な場所については一体どの辺なのか。多分これ、府道の用地じゃないかなと思うんですが、そうすると府道の全体的な完成の方はどのような見通しになっとるのかも、ちょっとあわせて御説明をいただきたいと思います。

それから、これはやっぱり共有財産の売却でございまして、権利者である区民の意思というのはどういう形でお聞きをしていらっしゃるのかも、あわせて御説明をいただきたいと思います。

それから、この売却したのを市に2分の1入るようですが、この入ったお金は、普通は基金に納入するんじゃないかなと思うんですが、その辺の一般会計への繰り入れはどのような形でなるのか、その辺もお示しをいただきたい。

2分の1は財産区に残るわけなんです、これは具体的に地域の整備に

使うと思うんですが、今地域整備の何かそういう計画があればお示しをしておいていただきたいと、そのように思います。

議長（林 治君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） まず、売却する理由でございますが、これにつきましては先ほど助役から説明がありましたとおり、主要地方道泉佐野岩出線道路改良事業に係る道路用地として売却するというものでございまして、場所につきましては、高速の入り口のところから六尾まで延びております新しい道がありますね。そこでちょうど橋のかかったところがあると思いますが、その部分でございます。

それと、区民の意思ということでございますが、これにつきましては地元にも事情を説明をし、地元協議もしながら進めてまいっておりますので、地元の方の御了解というんですか、それもいただいております。

それと、繰り入れの関係でございますが、これにつきましては一般会計繰出金といたしまして、今回の補正予算の一般財源として充当させていただいております。

また、地元公共事業補助金でございますが、今のところこれという計画は、現在では持ち合わせておりません。また、今後必要なときにこの分を支出するというところでございますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 府道の完成の見通しということでございますけれども、現在はりんくうタウンの方から金熊寺と六尾の間まで、一部4車線ですけれども、部分的には片側2車線の暫定で供用しております。当分その間で供用していくわけでございますけれども、それから和歌山県までの延伸について現在大阪府の方で着手いたしております。現段階では金熊寺地区の——金熊寺の地区はトンネルになるわけですけれども、その周辺の用地買収、それとトンネル工事の準備というんですか、大阪府の方では工事契約という形の作業が進められてるといふふうに考えております。

最終的には岩出町まで4車線ということで計画してるんですけれども、当面は暫定2車線という形で供用されるというふうに考えておりますが、平成12年ごろを目標にということで、片側2車線でやりたいというふうに

は聞いております。ただ、現在詳しい進捗状況についてはまだ聞いておりませんので、また追って情報が入りましたら御報告させていただきたいというふうに思います。

以上です。

〔小山広明君「基金の納入は。市の一般会計へ入るんでしょう」と呼ぶ〕

議長（林 治君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 再度の御質問でございますので、お答えいたします。

これにつきましては、基金への納入はいたしてございません。今回の一般会計補正予算の第2号の一般財源として充当させていただいておるところでございます。

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） あの道路はほんとに年々車もふえて、特に信号がないから朝は連続して、道へ出られないという苦情が前からあるわけですね。六尾にしても金熊寺にしても童子にしても、ほか楠畑、葛畑などからあの線へ出ようと思ったら、ずうっとつながってますからね。朝は特に通勤の場合で慌てておるわけですから、子供も渡れないと。横断歩道があってもほとんど、車がとまるのを待たないと渡れないという状態は、前から私もいろいろ地域の人にも聞いとるわけなんです。だから一日も早くあそこの改善をしてもらわないといけないんですが、今のこういう新しいバイパス計画があるために、むしろ現在の生活道路の整備が進まないんじゃないかなというのは、状況的には僕はそうだろうと思います。

そういう点で、この地域の安全対策に、地域の人々の財産を売ったわけですから、やっぱり明確にそこに還元されるような安全対策などに使えば、住民も理解しやすいんじゃないかなと思うんで、入ったお金を一般会計へ入れて、どこに使ったかわからないようになるというのではなしに、やはり明確に地元へ還元をしていくと。また、そういう必要性は十分あるわけですから、その辺はぜひお願いをしておきたい。あわせて財産区のお金を使う部分についても、そういう早急な、その地域の人に還元できる予算をぜひ取っていただきたいと思います。

それから、地域の財産ですから、地域の人に説明をしておるというだけ

の説明だけで、どういう形態で、どういう形でしとるんかがちょっと見えませんが、やはり地域の方に本当の意思表示がきちっとできる形で、こういう形で売ると、売った後のお金の使い道についてもきちっと説明できるような、ちゃんとしたシステムで御説明をしておいていただきたいと、そのように思います。

そうすると、橋のとこというから買収ができずに、まああそこは橋がなくてもよかったところだと思うんですけどね。そういうところでしょう。ちょうど川も何もないところで、橋だけかかるとという、そういうところですね。だから、あれはもともと買収が早く済んだら、大阪府道ですから泉南市の財政には関係ないかもわかりませんが、もともと橋をつけなくてよかったところじゃないかなと思うのでね。もっとスムーズにいけたらなと思うので、全体の開通については、あと3年で全部開通するというのは、常識的にはなかなか大変なんじゃないかなと思うんですが、旧来の道路の整備も含めて、あの地域の道路のちゃんとした整備をひとつよろしく願いたいと。要求だけしておきます。

議長（林 治君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 失礼いたしました。先ほど一般会計の方に繰り入れてるということで御答弁申し上げましたが、一般会計の歳入で予算化をし、また歳出の方で公債費管理基金の方に積み立てておるということでございます。先ほど答弁いたしましたことにつきましては御訂正をお願いしたいと、このように思います。

それと、地元の調整ですけれども、これにつきましては大阪府の方で地元と調整をさせていただいておりますので、詳しい中身につきましては、私どもの方ははっきりしたことはわからないわけですが、地元とも十分協議して了解を得てるということでございますので、その辺で御了解をお願いしたいと思います。

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） これね、管理者は多分市長のはずですね。向井さんがこの財産区の管理者ですので、やっぱり財産を持っている1つの責任者は市長ですからね。それを売却したり動かしたりするときには、当然その構成員である区民にきちっとした形で説明し、意思表示を受けて処理すべきだと思いますよ。買うのはそら大阪府が買ったんかもわかりませんが、

やはり意思決定は市長が管理者になっとるわけですから、その辺はやっぱり手続的にはちゃんとやっていただきたいと、そういう意味を申し上げたんで、その具体的な手続を今大田部長は答弁されたんじゃないかなと思うんで、それはよろしく願いしますということにしておきます。

議長（林 治君） ほかにありませんか。———以上で本2件に対する質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより本2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本2件につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議なしと認めます。よって議案第5号及び議案第6号につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第16、議案第7号 平成9年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（林 治君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第7号、平成9年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

平成9年度大阪府泉南市一般会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正の内容でございますが、議案書の89ページをお開き願います。歳入歳出それぞれ2億9,887万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ186億1,099万6,000円とするものでございます。

それでは、歳出の主なものにつきまして、簡単に説明を申し上げます。100ページをお開き願います。人事管理費の負担金補助及び交付金190万7,000円でございますが、これは本市の救急救命士4名のうち1名

が病気のため業務の遂行ができなくなりましたので、緊急に資格取得者を養成する必要が生じたことによる研修費用でございます。

次に、101ページをお開き願います。同和対策費の需用費423万円でございますが、これは共同浴場若松湯のボイラー設備及び給油用タンクが故障したため、その修繕に要した経費でございます。

次に、102ページをお開き願います。保育所費の備品購入費860万円でございますが、これは消防法の規定により、信達保育所ほか2保育所の自動火災報知機設備及び防災性能を有するカーテン等に取りかえる必要が生じたこと、並びに浜保育所にエアコンを設置するための経費でございます。

引き続きまして、同ページ下段の生活保護費の備品購入費1,499万3,000円でございますが、これは生保事務処理の効率化を促進し、ケースワーク機能の充実と安定運営を確保するため、電算機を導入するものでございます。なお、当経費につきましては、国庫補助金といたしまして全額措置されることとなっております。

次に、103ページをお開き願います。塵芥処理費、工事請負費600万円でございますが、これは岡中埋立地、首池に係ります産業廃棄物収去等事件の和解条項に基づきまして、沈砂池を新設するための経費でございます。

次に、104ページをお開き願います。道路維持費の委託料700万円でございますが、これは市内の道路、橋梁等が大雨や地震などにより被害をこうむることのないよう、事前に危険箇所を把握するための調査を行い、今後の効率的で計画的な道路の日常管理や防災対策に活用していくための委託料等でございます。

次に、104ページ下段から105ページ上段にかけての道路新設改良費の工事請負費450万円でございますが、これは市道新家駅高野別所線の未改修区間についての事業用地の整理が出てきましたため、当区間の改修に係る工事費でございます。

引き続きまして、同ページ下段から次の106ページ上段にかけての信達樽井線改良事業費、公有財産購入費7,200万円でございますが、これは泉南市土地開発公社が先行取得しております市道信達樽井線沿いの用地の一部308.98平方メートルを買い戻すための費用でございます。

次に、107ページ下段から108ページ上段にかけての消防施設整備事業費の備品購入費2,000万円でございますが、これは西信達分団の消防ポンプ自動車はNOx法の規制車両に該当し、継続検査が受けられなくなるため、新規に購入をするものでございます。

次に、同ページ下段の指導費の賃金159万6,000円でございますが、これはいじめや登校拒否等、児童・生徒に対するカウンセリング機能の充実を図るため、スクールカウンセラーを派遣し生徒指導に当たっておりますが、このための講師賃金でございます。

次に、110ページをお開き願います。返還金の償還金利子及び割引料9,194万5,000円でございますが、これは平成8年度の生活保護費の国庫負担金等の確定並びに医療助成事業補助金の確定に伴う返還金でございます。

お手数でございますが、96ページの第2表、地方債補正にお戻りを願います。これは事業費等の変更によりまして地方債に変更が生じたものでございます。

なお、歳入の明細につきましては、97ページから99ページにかけて記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（林 治君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。———小山君。

3番（小山広明君） 議会費の25万という御説明をひとつよろしく願いいたします。

それから、今回も市債が4,400万ということで、年度末241億という大きな借金を後年度の市民にも負担をさしていくわけなんですけど、この辺について、市債を減らしていくということになりますと借金をせんようにせないかんと思うんですけど、今までのあり方であればどんどんこれがふえていくと思うので、この辺の歯どめをどう考えとるのか。補正でも市債が出てくるわけですからね。

それから、最後に説明しました96ページのこの年10%以内という表記がいつも気になるんですけど、大変かけ離れて今金利が安いわけですけど

も、現在実質的にこの地方債の金利は一体どれぐらいになっとるのか。

3点御説明をいただきたいと思います。

議長（林 治君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 地方債の金利につきましては2.6%でございます。

それと、市債の歯どめということでございますが、確かにおっしゃられるとおり、事業をするごとに年々市債がふえていくということでございますが、市の財政状況も大変な状況ということでもございますので、今後事業を起こしていく上におきましては、十分その辺も考慮しながらやってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

また、市債の借りかえ等も、低利で借りかえられるよう今後とも努力してまいりたいと、このように考えておるところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（林 治君） 議会のは。

総務部長（大田 宏君） （続）申しわけございません。議会費の備品購入費25万円でございますが、これにつきましては議会の傍聴席のいすというんですか、これを購入するという予算でございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） 議会の傍聴席のいすを購入するというところで、これゼロが2つぐらい足りないんじゃないかなと思うんですが、お金がないからということとは別にしても、やはり市民に来ていただいて傍聴していただくというのには余りにも、私も議員になる前から二、三ここへ通わせてもらってるんですが、こういう折り畳みのいすという傍聴席は、日本じゅうに私ないんじゃないかなと思うんですがね。もう少し市民が傍聴に来ても——ある人がきのうもその話をちょっと言ったら、一回行ったらもう二度と行きたくないわと、そういう言い方も問題だと思うんですが、僕は余りにも失礼な傍聴席の状態だと思うんですよ。

暫定的にお金をかけて、またということであればまた話はあれですが、この問題をどういうふうにかけていらっしゃるのか。ほかの傍聴席も、市長あたりもいろいろほかの議会にも行くことがあると思うんですが、一体ほかの議会に比べてどうなのか。我々はいろんなところへ行ってかなり傍聴席というのはちゃんとなってますよね。いすはもちろん固定したいすで

すし、座る場合にもちゃんと市民が傍聴しやすいようになっておりますしね。

そういう点でこの問題をどういうふうに基本的に考えて、整備をどうしていくのか。これは本会議の中でも再三いろんな議員からも指摘されてるところでありますので、恐らく市長は傍聴席へ行ったことがないんじゃないかなと思うんですが、そうでもないですか。なかなか議員でもあそこへ行く機会がないから、ちょっとどんなになっとるんかなという感じはあるんですが、この問題は、市民の議会ですから市長にぜひお答えをいただきたいと思います。

それから、地方債の方で2.6%に対して10%以内ということで書いてあって、それは以内でしょうけども、もう少し権威ある議案書にしてもらいたいと思うので、一体ここの10%以内というのは何の意味があるのかなと、数字の開きを考えますと思いますので、書かれたことがかなり行政執行に対しての大きな縛りになるわけですからね、こういう議論したことは。10%と2.6%では余りにも開きがあるので、この辺は常識的な数字をぜひ書いてもらいたい。

それから、地方債がどんどんふえていくと。今であれば年間の一般会計予算を超えとるわけですからね、借金は。普通の家だったらとても回っていかないと思いますし、今後も全部、新しい事業をやる場合には補助金をもらって、それから地方債をつけてやりますから、こういう形を続ける限りは、これは減らないと思うんですね。しかも、つくれば維持管理費がかかるわけですから、これは恐らく地方債の対象には基本的にはならないと思うので、こういう悪循環を断つためには、いわゆる補助金と地方債の関係ではなしに、交付金をふやしていただいて、つくった施設の運営にも補助金が見えるように、いわゆる交付金ですね。そういうことをやらない限り、地方財政というのはなかなか私は借金から抜け出せないと思うので、これはかなり高度な政治的な発言をしてもらわないといかんし、それはただ言うだけではそうならないと思いますので、市長あたりは、市長会でそういうことを本当に、単に集まって言うて、言うだけ言いましたよじゃなしに、本当にそれが実効が上がらなかつたら我々は国に協力できないよというぐらいのことを突きつけてやらないと、なかなかいかないと思うんです。

泉南市の場合にも、私が当選した当時は地方交付税も多分30億ぐらいあったと思うんですね。現在それはもう10億、11億ぐらいしかないわけでしょう。そういう点で交付金をふやして、自由に使えるお金をふやしていかざるを得ないと思うんですが、その点についての地方債のふえていかない方策をぜひ基本的にやって、言うだけじゃなしに、ここで言うたことについては真剣に行動を起こしてもらいたい。

それから、低利で借りかえられるようにしたいと、こういう例はあるんですか。今まで議論したけど、それは難しいということはずっと言われつつあったと思うんですが、果たしてこういう見通しがあるのかどうか。かなりあれから時間がたってますから、そういうことが進んだのかもわかりませんが、具体的に低利の借りかえができるのであれば、その内容についてもお示しをしておいていただきたい。

市長、ここでこうやって公の場で議論したことは、やっぱり大事に生かしていただいとると思いますけども、ぜひこういう公の場で議論したことを具体的な政策にしていくということになれば、市民にもわかりやすいと思うので、我々が意見として言ったり要望として言ったことは、ああいいなということについてはぜひ政策に生かしていただきたい、そのように思いますので、そのことも含めてよろしくお願いします。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、傍聴席の件ですが、以前は外からしか入れないと、それも階段だけということでありまして、いろいろ御指摘もいただいて、エレベーター設置を初め、中からスロープで行けるように改善したということでございます。

ただ、おっしゃるように今の傍聴席が満足できるかというのと、必ずしもそうではございません。今お座りになられてますが、特に後ろの方、あるいは座った中ではこの辺からこっちしか見えないと思いますね。私も行ったことは何回もあります。ですから、その点の改善というのは今後の課題でありますし、これはもちろん行政もそうですが、議会とも御相談をして、そして改善という方向についてお互いに話をし、そして改善に努めたいと、このように思っております。

それから、地方債でございますが、もちろん制度としてあるわけでございますが、非常に膨大な公共事業をやる場合、今生きていると言うたら悪

いんですが、市民を構成している人たちですべてを負担するというのはなかなか難しゅうございますし、長期的な後年度に恩恵を受けるようなものもございますから、それは後年度にも一部負担をしていただくという制度であるわけでありまして、現実的には補助金と起債と一般財源というこの3つの組み合わせでやっているのが一般的であります。

ただ、御指摘のように事業をやりますとどんどんそれがふえてまいりますし、また償還に今度かかわってまいりますので、歯どめなくしてやるというのは、確かに問題だというふうに思います。したがって、我々の方も、比較的大きな事業でありますと結構でこぼこがあるわけなんですね。できればそれを平準化したいというふうに考えておりまして、以前にもそういう答弁もさしていただいたかというふうに思います。昨年度までは総合福祉センターという非常に大きな突出した事業もありましたので、かなりふえた部分もありますけれども、今年度ぐらいから平準化して、そして将来の償還も見据えた中での行財政運営ができる範囲内ということを1つのめどにやっていきたいというふうに思っておりますので、御指摘の点は我々も十分認識をしているつもりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（林 治君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 地方債補正の中で年10%以内ということでお示しをさしていただいているところでございますが、これにつきましては実態に即したように今後検討してまいりたいと、このように考えております。

また、低利の借りかえの関係でございますが、これにつきましては8年度末到来した分につきましては、また改めて低利で、今の現行の利率で借りかえを現実に行ってございます。それとまた、新たに借りる分につきましても、指定3行以外からも安いところがあればそれを適用するというところで、今回もそういう形で低利で借りたという実績もございます。

以上です。

議長（林 治君） 小山君。

3番（小山広明君） そうしたら、後でいいですけども、ひとつ地方債の平準化については一定、税収に対しての率とか数字をきちっと示して、こういうことを基本に地方債管理をするんだということは、ぜひ数字で出していただきたいと思います。要望しときます。

それから、8年度で終わる分について次の9年度について借りかえをやっているということですが、これは地方債でやっているという理解でいいわけですね、一時運用とかそういうことじゃなしに。そういうことであれば、借りかえをしてこれぐらいの金利が安くなったというふうなこともやっぱり議会に示してもらいたい。

これは今まで僕はなかなか難しいというふうに理解をしとったんですが、今の部長の説明によると、案外借りかえをやって——地方債ですよ。地方債がそういう形で借りかえがやれるのであれば、相当大きな金額ですので、やはりその辺は数字を示して、議会にもその実績を共有化させていただきたい。それは今すぐ出ないでしょう、どれぐらいの金額かとかそういうことはね。それはぜひよろしくお願いします。

議長（林 治君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 今すぐちょっと数字は出ませんので、また後ほどお示しさせていただきたいと思います。

議長（林 治君） ほかにございませんか。——真砂君。

12番（真砂 満君） 1点だけお尋ねしたいと思います。

108ページ、消防施設整備事業費のうちの備品購入、ポンプ自動車購入費の件でございますけれども、これはNO_x規制の関係で買いかえをされるということだというふうにお聞きをしましたけれども、これはどうなんでしょうね。NO_x規制があるのは確かに存じ上げてるんですけども、図書館の車は車検時に改良してNO_xの規制をクリアしたというようなお話も、以前の予算委員会の中でお聞かせいただいていたんですけども、ポンプ自動車でその規制をクリアするのに買いかえをしなくてはいけない車両があと何台あるのか。改良することによってNO_xをクリアできる車両、その辺の区別というか、そのあたりはどうなってるのか、お聞かせをいただきたいと思うんです。

議長（林 治君） 小川消防長。

消防長兼署長（小川真弘君） NO_xの関係でございますけれども、現在泉南市の消防団の方であと3台ございます。それで一応NO_xで、これは15年経過いたしますので、一応買いかえということで今やっております。当然議員おっしゃるように装置をつければ十分NO_x対応はできますけれども、消防自動車につきましては火災現場等に行きますと長時間エンジン

等を使用いたしまして、思ったよりも老朽化してくるというようなことで、一応15年を目安といたしまして更新ということで考えているところでございます。

以上でございます。

議長（林 治君） 真砂君。

12番（真砂 満君） あと3台あるということですね。それでかなり古くなってきてるので、随時買いかえということをもう予定をされてるということでもよろしいんでしょうか。

そういうことであれば当初から入ってて当たり前だろうというふうに思いますし、急にこのことが起こり得るということではなかろうかというふうに思います。当初予算ではかなり厳しい予算ベースの中でしたから計上ができなかったのかなというふうに思いますけれども、あと残り3台があるということでもございましたら、その辺もきちっとしとくべきと違うのかなというふうに思いますが、いかがですか。

議長（林 治君） 小川消防長。

消防長兼署長（小川眞弘君） 先生おっしゃるとおりでございます。実は今回計上させていただいております西信達分団の車につきましては、平成7年の7月1日に自家用乗用自動車等の車検証の有効期限が1年から2年に延長されました。これに伴いまして、西信達分団の消防自動車でございますけれども、平成8年の2月の13日までに車検を受けました。次の車検が平成10年の2月の13日まででありまして、この平成10年の2月の13日までに一応車検を受けますと平成12年の2月の13日まで有効使用ができると思っておりましたところが、NO_x法の規制で平成10年の2月の13日以降使用できないということがことしに入って判明したために、今回補正に至った理由でございます。

それで、あとの3消防分団につきましては、随時更新していくという予定でございます。

以上でございます。

議長（林 治君） 和気君。

13番（和気 豊君） 絞りに絞って2点だけお伺いいたします。

1つは、先ほども論議がありました地方債の問題なんですが、事業を起こせば債務がふえると、こういう地方財政計画の仕組みが特に昭和62年

を起点として悪くなってきた。従来3分の2の補助率が軒並み2分の1に切り下げられる。これも62年から以降の問題なんですね。だから補助金にかわって、確かに起債の発行については緩和されたわけですが、その分借金として重く自治体財政に降りかかってくる、こういうことになったわけで、そういう点ではやはり投資的事業の一定の見直し、これによる起債の削減と、こういうことを本当に腹の底からやっていかないとなかなかこの負担は減らない。20億近いむだな金を——むだな金と言ったらこれは語弊があります。起債に頼らざるを得ないという地方財政のあり方からやむを得ないわけですが、しかし20億になんなんとする金が元利償還返済に使われているわけですから、その半分以上が利息と、こういうことになっているわけですから、この辺はやはり投資的事業の見直しというのは避けられないだろうというふうに思います。

そういう点で、行財政改革の柱としてその辺一定凍結と、こういうふうな方針も出されているわけではありますが、これはこれとして評価したいと思うんですが、今後この立場をやはり基本的に貫いてほしいなあと、こういうふうに思います。この点は市長の方からもう一度、いわゆる開発に及ぶような、大型開発になるような事業の凍結、見直しですね、こういうものについての基本的な考え方をお示しを再度いただきたいというふうに思います。

それから、少し細かい問題になりますが、104ページの道路維持費の中で測量調査委託料というのが700万ほど計上されているわけですが、これは道路、橋梁等の危険箇所の調査あるいは測量、こういうふうにお伺いしたわけですが、過日の川内市を襲ったあの台風9号ですか、これによって土石流被害というのが起こりました。それから、長野県の小谷村でも大きな被害があって人命がたくさん失われたわけではありますが、そういう点では土石流被害の調査ですね、こういうものについて即やっぱりあのあたりの教訓に学んでやっていかなければならないというふうに思うんですが、建設省、府を通じて泉南市にここが危険箇所だというふうに言われている点、これはもう把握されていると思うんですが、それ以外にやはり市として市内を総点検して、調査箇所を国から下しおかれた分だけではなくてしっかりと握って今後の対応に備えていく。これはまさにあの2つの教訓から学ぶべきことだろうというふうに思うんですが、その辺はこれには計

上されておられませんから、今後の課題ということになるわけでしょうけれども、せっかくこういう道路、橋梁の危険箇所の調査をやられるわけですから、近いところのああいう問題から学んでやる必要があるというふうに思うんですが、その点もお示しをいただけたらと思います。

議長（林 治君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず1点目でございますが、投資的経費の抑制ということでございますけれども、どなたでもそうだと思うんですが、市長としてはやりたいことは山ほどあるわけなんでございます。市民の要求、ニーズというのも非常にたくさんございまして、できるだけそれらに沿ってやりたいという気持ちは大いにあるわけでございますが、残念ながらいろいろな、特に財政面の制約で、その中で選択をしていかなければいけないということでございます。

したがって、やはりこれからの時代というのは、以前のようなそういう高度成長時代のような、税収にしましても人口の伸びにしましても期待できないということでもありますので、その辺を十分踏んまえて、必ず必要だというようなものを優先的にやっていきたいと。かねがね私は特に道路とか下水道とか、あるいは公園とか、そういう都市基盤の整備というものに重点を置きたいということを申し上げておまして、もちろん学校、教育施設も老朽化してる部分もありますから、そういう必要不可欠な部分について今後重点的に配分をして事業を行っていきたいと。もちろん中によりまして延期なりあるいは凍結なりということも打ち出しておりますけれども、したがって今後は行財政の立場から一定のマキシマムが決められていくんじゃないかというふうに思っておりますので、慎重に対応していきたいと思っております。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 今回補正予算で上げさせていただいてるのは道路、橋梁ということでございますけれども、これは阪神・淡路大震災の教訓を受けてということで、建設省の通達によりその辺の調査をやるということでございます。

それと、土石流の関係でございますけれども、土石流、砂防堰堤等の関係は大阪府の岸和田土木が直接工事等を担当いたしております。ですから、そういう関係で過去にそういう調査をした中で、楠畑地区等については砂

防堰堤等を設置してその安全対策を図っているところでございますけれども、こういう機会でございますから、再度やるかどうかということも踏まえた中で、当然市の方から大阪府へももう一遍働きかけるということで、その対策については今後検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（林 治君） 和気君。

13番（和気 豊君） 私は市独自の、例えば普通河川なんかとの兼ね合いで危険箇所がないかどうか。府や建設省に上げた府の部分については、これは府独自にやってもらわなければいけないわけですが、市独自の調査部分もあるのではないかと、こういうことを申し上げたわけで、その点は速やかに対応していただきたいなど、人命にかかわる問題ですから。せっかく国等の補助金なんかももらって急傾斜地の危険箇所なんかの対応なんかも市独自でやっておられるわけですから、金がなければまさにこれこそ府や国の方に財源要請もしていくと。

それから、先ほどの地方債の問題については、これは各市とも取り組んでおられるんですよね、借りかえとかあるいは地方債の利息の低減化については。ひとつこれはぜひともまさに広域的に、9市でいわゆる共通項の課題と、こういうことで取り組まれるべきではなからうかというふうに思うんですが、その辺はまだ共通項としての扱いになっていないのか。その辺不思議でならないんですが、いわゆる5.8%を超える部分が半分以上もある、非常に高利の起債であえている、こういうことですから、その辺はぜひ、やっておらなければ、いいことですから今後積極的に提案をしていくということで、その辺最後にもう一度お伺いをしたいというふうに思います。

議長（林 治君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 地方債の借りかえにつきましては、当然1市で要望してもやっぱり力不足というところも確かにございます。したがって、我々といたしましても市長会なりまた近隣市町村とも力を合わせながら府・国に要望してまいりたいと、このように思いますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 和気議員から再度、市独自ということでございますが、当然泉南市域の安全対策は市もやらなきゃならないという認識を持

っておりますから、その辺も踏まえて当然府と共同歩調でということで御理解賜りたいと思います。

議長（林 治君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 何点か簡単にお聞きしたいと思うんですけど、まず102ページの生活保護費の中で1,546万2,000円国庫補助が出てますけども、生活保護安定運営対策等補助金、これちょっと御説明願いたいんですけども。

それと、107ページの消防施設整備事業費に2,000万、これは先ほどポンプ場の云々出てましたけども、消防施設の中でも若干ここは直さなあかんなどということもありますけども、これだけなのか、御説明願いたいと思います。

それから、108ページのスクールカウンセラーの活用調査研究委託金ですね。これは一般質問の中でも一応御説明いただいているので、大体そうではないかと思えますけども、スクールカウンセリングの講師の賃金が159万6,000円出てますけども、これはこの委託料の中に含まれているかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（林 治君） 梶本教育指導部長。

教育指導部長（梶本邦光君） スクールカウンセラー活用調査研究委託金の中で、講師謝金が入っているかという御質問でございますけれども、委託金の中に講師賃金、これも含まれております。

議長（林 治君） 小川消防長。

消防長兼署長（小川眞弘君） 奥和田先生お尋ねの件でございますけれども、これは国庫支出金のことだと思いますので、お答えいたします。

この国庫支出金684万5,000円につきましては、新家分団購入の消防ポンプ自動車351万7,000円、それから今議会に上程させていただいております西信達分団の消防自動車、これが332万8,000円、計684万5,000円でございます。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 議員御質問の102ページの生活保護安定運営対策等補助金、これの内容ということでございます。これにつきましては、生活保護の事務の合理化とかあるいは効率化を推進するために、今回電算導入を予定しているわけですがけれども、そういった事務

の効率化を推進するというんですか、促進するための国庫補助金でございます。

以上でございます。

議長（林 治君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） 一通り御説明いただきましたけども、いわゆるコンピュータ導入の状況だそうなんですけども、これの間違いなのか、あるいは担当課の方の間違いなのか、これはわかりませんが、生活保護を受けてられる方というのは、大変な状況の中でいっぱい生活されてると思うんですね。

ところが、どんな間違いか知らんけども、来月からこれだけの金額になるという通知をいただいたそうです。そして、それがずうっとふえて、それなりの、例えば1,000円ふえたら1,000円ふえただけの生活すると思うんです、だれでもね。その生活をずうっとしとったらしいんです。半年か何年か知らんけども、ずっとそれで続けておったと。「実はあなたにやり過ぎました。これは間違いですから返してください」と言うてきたというんです。これは大変なことなんですね。渡し過ぎで当然返さなあかん問題ですけども、渡し過ぎたというて、いっぱい生活されてる方に要求されたかて非常にしんどい話だと思うんです。これは完全に市のミスです。にもかかわらず、どうしても返してほしいということになったそうです。

ここらが市の方の態度としてですよ、市民に対してその生活そのものの——これ大変なことです。毎日毎日の生活がいっぱい生活の中で、当然処理はしていただきましたけども、一遍にそんなもん返されへんから、1,000円ずつか2,000円ずつかという形になったそうでありますけども、大変な問題だと思うんですね。ここらをひとつ、今後こういう間違いがないという方向に進めるのかどうかですね。

こんな問題もございました。これは関係ありませんけども、例えの話です。人の土地に10年間税金を払い続けてきたことがあります。平成7年に領収書じゃなしに、これだけのもんという明細書を送るようになりました。私も一般質問でこれをやりましたけども、そしてそれを見て10年間払い過ぎとったなというのに気づいて言いに行ったら、5年間しか返してもらえなかったと。それがごく当たり前のように、ごめんなさいとい

うう話も何もなかった。泉南市で非常に不親切やなというのを聞いたので、この話を持ち出したんです。

もう1つ、消防施設の整備事業ですけども、現在あこの消防施設の、あれ何いうの……火の見やぐらですな。これが阪神大震災のときよう倒れへんかった。あれ、ひび入ってるんと違いませんか。あれ、ちょっと危ないなあというのもよう聞こえます。今後この火の見やぐらを直すのにも金かかるやろし、直さんわけにもいかんか、これどう考えておられますか。

議長（林 治君） 小川消防長。

消防長兼署長（小川眞弘君） あの火の見につきましては昭和41年に建設したものでございまして、現在の耐震基準には合致しないということで聞いております。それで一応予算的にも計上いたしまして、当然阪神・淡路大震災以後でございすけれども、その結果、行財政改革等もございまして、平成10年以降で再建と、それであの火の見やぐらを一応撤去するというふうなことで考えております。

以上でございす。

議長（林 治君） 奥和田君。

9番（奥和田好吉君） ありがとうございます。

それから、一言つけ加えさしていただきたいと思うんですけど、先ほどの生活保護の渡し過ぎについて、これは課長が非常に努力いただいて——私は感謝しておりますけども、非常に努力いただいて、本当に本人に合わそうと、市が悪かったというコメントをいただいて、そしてわずか何千円や知らんけども、それで何年かかかって払うような決定はしたそうであります。これは市として非常にいい対応の仕方やと思います。今後こういう市が間違ったときは、高姿勢で出るんではなしに、ほんとに低姿勢で悪かったということを相手に示せるような、そういう態度をとっていただきたいと思います。

ありがとうございます。

議長（林 治君） 松本君。

6番（松本雪美君） 簡単に1点だけお聞かせを願いたいと思います。

105ページの公園管理費で備品購入費というのがあるんですが、それについて御説明ください。

議長（林 治君） 湊公園緑地課長。

事業部公園緑地課長（湊 文明君） 公園管理費の備品購入費の件でございますけども、この中身なんですけども、りんくう南浜2号緑地の管理引き継ぎに係る備品購入費を計上さしてもらったものでございます。よろしくお願ひします。

議長（林 治君） 松本君。

6番（松本雪美君） りんくう2号緑地ということでしたけれども、泉南市には、この前の一般質問のときにも答えていただいたように、68の都市計画公園やとかミニ公園、ちびっこ広場やとか、それから開発のときにできた公園とか、そういうものがあるということで、最近ではりんくうタウンの中にもあの大きな公園ができました。

いつも私たちが市内を歩きますと、草がいっぱい生えてほんとに大変な状況になっていると。先日も俵池公園なんかで野球をしていた人たちからいろいろな苦情が私のところにも寄せられて、見せていただいた限りでは、ほんとにいい公園、ほんとに散歩しやすいようなそういう公園とグラウンドとということ、ブロックの石畳を敷いた、その目のところからでもいっぱいセイタカアワダチソウが出てるとか、それから小山に盛ってお花を植えようということ、準備されてたところがそのまま手つかずになってるところなんかでも、植樹の間からもうセイタカアワダチソウでいっぱいですわ。お花植えてるところは、お花は枯れてきててもそれも後始末をしないということで、一番多くの人たちが利用して、皆さんの目に触れる部分でさえ全く管理が行き届かないような状況になっているということ。

それから、これは公園じゃなくて道路の街路樹の中でも、役所の前のサツキが10本ぐらい夏の暑いカンカン照りの中で2年間にわたって植えかえてまた枯れたと。枯れたまんまに今も放置されてる状況ですよ。ああいうのを見てますと、いかにみどりの日を設定して緑の祭りをしてても、泉南市は一体何考えてるのかと。道路に木を植えてもそれを育てるための管理を全くしないで放置したまま過ぎていってるような状況は、私はやっぱりぐあい悪いと思うんですよ。

せっかく子供たちが遊ぶ場所ができて、草がはびこってどうにもならない状況なんていうのは、そんなもん1人が一生懸命草引きしても追いつきませんわ。シルバー人材センターに頼んであるから、もう刈ってもらえますよ、もうすぐですよ、待ってください、こう言われても、その日が

いつになって来るのかも見当がつかないぐらいシルバーの方でも忙しい思いをされていると。こんな状況がいっぱいあるので、何度も苦情を述べさせていただきます。

佐野の方では公園緑化協会なんかが設置されて3億円という基金が積まれて、そこで例えば公園緑地の維持管理費、それから街路樹の維持管理費、市庁舎の植栽の管理費やとか学校の植栽管理費、それから国道の植樹帯なんかも移管されたからそれも守らないかんから、そのためにもお金を投資して予算を組んで、3億円何がしの予算を立てて、この緑化協会の方にそのお金を投入して、そして緑を守る。皆さんに気持ちよく過ごしていただける。市民の皆さんがほんとにお花が咲いてきれいねと、そういうことで喜んでもらえるような行政を進めてるということは、もう既にそういうことは行政の担当者であればその勉強もされていることだと思うんですけど、その点については泉南市はこれからどのように対応していくのか。

なみはや国体を前にして一気に草引きをして、俵池公園をきれいにせなあかんと、単発的にそういうことを繰り返すだけではだめやと思うんですよ。この点について、一般質問でも何とかせなあかんということでお返事はあったんですけど、もうちょっときちっとしたお答えをいただきたいと思うんですね。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 松本議員からの御指摘でございますけれども、我々日常的には過去から議会の一般質問でも御答弁をさしていただきましたけれども、維持管理につきましてはシルバー人材センター並びに各地区の自治会等をお願いして、除草なりの協力をいただいているというのが実情でございますし、当分こういう形でというふうには考えておりますけれども、松本議員からの御提案の緑化協会ですね、それにつきましても我々一定の調査等も行っておりますけれども、行革の中でも御答弁さしてもらいましたような形でございますから、今後公共施設等の管理、一体的に管理できるかどうかという面も含めまして庁舎内部で現在も検討いたしておりますから、もう少しお時間をいただきたいなというふうに考えております。

議長（林 治君） ほかに。———島原議員。

17番（島原正嗣君） 2日間粛々と聞いておりましたんで、ちょっと言わせてもらいますが、質問ですから質問を簡単にいたしたいと思います。

保育所の関係、102ページですけれども、ここに補正額990万円、その中の財源内訳では860万円の器具購入費とありますが、これはどこの保育園の器具購入費か、もう少し明確にしていきたい。これが1点です。

2点目は、先ほどの質問者、奥和田先生の質問と同じでございますが、そのときの答弁は補助金というふうにおっしゃったわけですけれども、ここには機器購入費1,499万3,000円というふうに財源内訳があるわけですが、これは補助金という、私の聞き方がまずいんかどうかわかりませんが、私は先ほどの答弁では補助的なコンピューターを委託してるんで、それに対する補助だと、そういうふうに聞き取れたんですが、本市で機器購入をされるのかどうか。もう一度この1,499万3,000円の支出について内容説明をしていただきたい、これが1点です。

それから、105ページの都市計画費の関係でございますが、補正額は1,803万5,000円ですが、この都市計画事業の説明が全然なされていないんですが、どういうふうな都市計画事業費に使われるのか、御答弁をいただきたい。

それと、前後しますけれども、101ページの関係でございますが、訴訟費で85万8,000円の補正額、弁護士費用で85万8,000円と、このように記入されておるんですが、この裁判、弁護士さんに払う訴訟の事件になっておる状況は、どこの部分の弁護士費用なのか、明確に御答弁をいただきたい。

以上です。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 島原議員御質問のまず保育所費の備品購入費の860万、これの内訳について御説明申し上げます。

この備品購入費860万円でございますが、まず先ほどの消防法の関係のカーテンの取りかえでありますとか自動火災報知機の買いかえ、これにつきまして予算では約690万見しております。そして、この分の保育所ですけれども、信達、樽井、それから浜保育所、この3保育所を計画しております。それとあと、備品で鳴滝第一保育所の冷凍冷蔵庫、これは修理が不能になりましたのでその買いかえ、それと浜保育所の空調機、これが修理不能となっておりますので、そのエアコンの設置、この経費をこの8

60万円で計画しております。

それと、先ほどの奥和田議員の質問で、生活保護費の御質問であったと思いますが、この分につきましては、議員御質問のときには生活保護安定運営対策等補助金、この財源内訳の補助金がどういう性格のものかという形の御質問であったろうかと思えます。そういうことで歳入の国庫補助金の説明をさしていただいたと、こういうことでございます。そして、この国庫補助金の1,546万2,000円、これが事務の改善という形で国庫補助金が入ってきますので、この歳入を使いましてコンピューターの導入経費、すなわち備品購入費で1,499万3,000円、及びコンピューター導入に係る消耗品、印刷製本費、この需用費として46万9,000円、これの補正をお願いしてるということでございます。

以上でございます。

議長（林 治君） 池上道路課長。

事業部道路課長（池上安夫君） 都市計画費の補正予算の内容につきまして御説明いたします。

主なものといたしまして、信達樽井線の改良事業に伴います補正でございます。内容といたしましては、当初予算の際にまだ確定しておらなかった分で、国の補助金が増額されたということに伴いまして、買い戻し等、公有財産の購入費等を計上さしていただいているという内容でございます。

以上でございます。

議長（林 治君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 101ページの訴訟費の中の弁護士報酬85万8,000円でございますが、これにつきましては産業廃棄物収去等請求事件に係る弁護士報酬ということでございます。首池の分でございます。よろしく願い申し上げます。

議長（林 治君） 島原議員。

17番（島原正嗣君） もう一回お伺いしますが、先ほど大田部長が御答弁いただいた首池ということでございますが、そのほかに本市の場合は係争中の関係はないのかどうか、あれば御答弁をいただきたい。これが1点です。

それと、都市計画関係でございますが、国の補助金ということでよくわかりました。ここに書いてますから読めばわかるんですが、今後の都市計

画事業のあり方ですけれども、いろいろなされてると思うんですが、これは御存じのように、もとの稲留市長とは大分私やり合った経過がございますが、都市計画税を一部一般財源の中にはめとったというようなこともございまして、市内的にはバランスをとってそれぞれの地域において計画を立てておられると思うんですが、都市計画税というのは御存じのように目的税でありますから、もっとその地域の目的に沿った事業計画を今後どのように考えられておられるのか、ひとつ御答弁をいただきたい。当面する事業部としての都市計画のあり方をお示し、特に今年度だけでもいいんですが、御答弁をいただきたい。

それから、生活保護の関係のコンピューターの導入でございますが、機器の購入とそれから事務費的なものが、需用費の中で事務的なことが組まれてるわけですが、これは全部市の方で例えば1,499万3,000円のコンピューターを導入して、ちゃんと本市の中でこのコンピューターが使えるコンピューター士というんですか技術士、そういうようなものは確保してるのかどうかですね。使いこなせるのかどうか、そこらあたりちょっと御答弁をいただきたい。

以上です。

議長（林 治君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 島原議員からの都市計画事業の関係の進め方ということでございますけれども、我々今まで事業部の方で進めてまいった都市計画事業としては、道路事業並びに公園等があるわけでございますけれども、道路につきましてはおかげさまをもちましてりんくうタウンに通じる道路2本、これは西信達地域の方で完成いたしておりますし、現在都市計画決定した道路の中では、事業中のものとしては樽井地区では信達樽井線、それと信達地区では砂川檜井線、新家方面へ抜ける道路ということで事業進行中でございます。あと府道では、男里の方では樽井男里線という道路も建設されておりますので、市域全体としての都市計画道路網については、バランスよく今後とも整備していけるのではないかなというふうに考えておるところでございます。

あと、公園につきましてはまだやりかけて間がないということで、市内全域には行き渡っておらない部分もあると思いますけれども、今後そういう関係も十分踏まえた中で、適地等の選定に努力してまいって、今後とも

都市基盤整備については我々としては努力してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いたします。

議長（林 治君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 係争中の事件という御質問がございました。これにつきましては、現在2件ございます。公金管理職手当返還等損害賠償請求事件が1件、固定資産過大評価替えの2件でございます。

以上です。

議長（林 治君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 生活保護費のコンピューター導入の件ですけれども、これにつきましては泉南市の生活保護の方でじかにこの機械を動かします。そして、その内容としましてはいろんな形があるんですけども、ソフトがございます。それを導入しまして各証明書でありますとか、あるいは経理状況とか、そういったものを一括に処理していきたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

議長（林 治君） 島原君。

17番（島原正嗣君） もう意見にかえておきますが、1点だけ申し上げたいと思います。

道路の関係でございますが、都市計画道路そのものはまだできてから新しい部分もありますし、まだまだ補修ということには至ってないと思うんですが、市内全体の例えば市道に認定した団地内の道路等については、かなり老朽化してると。15年も20年もたってかなりでこぼこも激しいしと、そういう苦情も私どもも聞いておりますが、ぜひそういう認定した団地内の市道については、やっぱり完全な舗装ができるような対策を立ててほしいと。

以上、申し上げておきます。

議長（林 治君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案のとおり可とすることに決しました。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、来る29日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（林 治君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、来る29日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日は、これをもって延会といたします。どうもご苦労さんでございました。

午後5時58分 延会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長

林 治

大阪府泉南市議会議員

巴 里 英 一

大阪府泉南市議会議員

真 砂 満